

# 愛媛県新型インフルエンザ等対策行動計画

愛 媛 県

(平成 25 年 12 月)

# 目 次

I	はじめに	1
II	新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針	2
II-1	新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な対策	2
II-2	新型インフルエンザ等対策の基本的考え方	4
II-3	新型インフルエンザ等対策実施上の留意点	6
II-4	新型インフルエンザ等発生時の被害想定等	7
II-5	対策推進のための役割分担	9
II-6	県行動計画の主要6項目	13
	(1) 実施体制	13
	(2) サーベイランス・情報収集	16
	(3) 情報提供・共有	16
	(4) 予防・まん延防止	18
	(5) 医療	23
	(6) 県民生活及び県民経済の安定の確保	29
II-7	発生段階	29
III	各段階における対策	32
	未発生期	33
	海外発生期	40
	県外発生期（地域未発生期）	47
	県内発生早期（地域発生早期）	55
	県内感染期（地域感染期）	63
	小康期	69
	用語解説	72

## I はじめに

### (1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザ等は、毎年流行を繰り返してきた通常のインフルエンザとは異なり、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性があり、これらが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。

新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号。以下「特措法」という。)は、病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、都道府県や市町、指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

### (2) 取組の経緯

愛媛県では、新型インフルエンザ対策閣僚会議「新型インフルエンザ対策行動計画」(以下「国の行動計画」という。)に基づき、県が行うべき対応をあらかじめ定め、新型インフルエンザが発生した場合に迅速かつ的確な対策が実施できるよう、「愛媛県新型インフルエンザ対策行動計画」を平成17年12月に策定(最終改正：平成24年3月)し、必要に応じ改正を行ってきたところである。

また、平成21年4月に発生した新型インフルエンザ(A/H1N1)のように、病原性が季節性並みであった場合においても一時的・地域的に医療資源・物資のひっ迫なども見られたことから、病原性の高い新型インフルエンザが発生した場合に備えるため、平成23年9月、国の行動計画が改正され、平成24年3月、「愛媛県新型インフルエンザ対策行動計画」を改定したところである。

さらに、国では、この新型インフルエンザ(A/H1N1)の教訓を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成24年5月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある新感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定されるに至った。

### (3) 県行動計画の作成

国は、特措法第6条に基づき、新型インフルエンザ等対策有識者会議の意見を聴いた上で、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を作成しており、県においても、特措法第7条に基づき、政府行動計画を踏まえ、改めて「愛媛県新型インフルエンザ等対策行動計画」（以下「県行動計画」という。）を作成する。

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や県が実施する措置等を示すとともに、市町が市町行動計画を作成する際の基準となるべき事項等を定め、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見や新型インフルエンザ等対策における検証等を通じ、政府行動計画が改正された場合等は、適切に県行動計画の見直しを行うものとする。

## II 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

### II-1 新型インフルエンザ等対策の目的及び基本的な対策

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能であることから、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、我が国や県内への侵入も避けられない。病原性が高く感染拡大のおそれのある新型インフルエンザ等が万一発生すれば、県民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。このため、政府行動計画では、新型インフルエンザ等は、長期的には、県民の多くが患するものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療提供のキャパシティを超えてしまうということを念頭におきつつ、新型インフルエンザ等

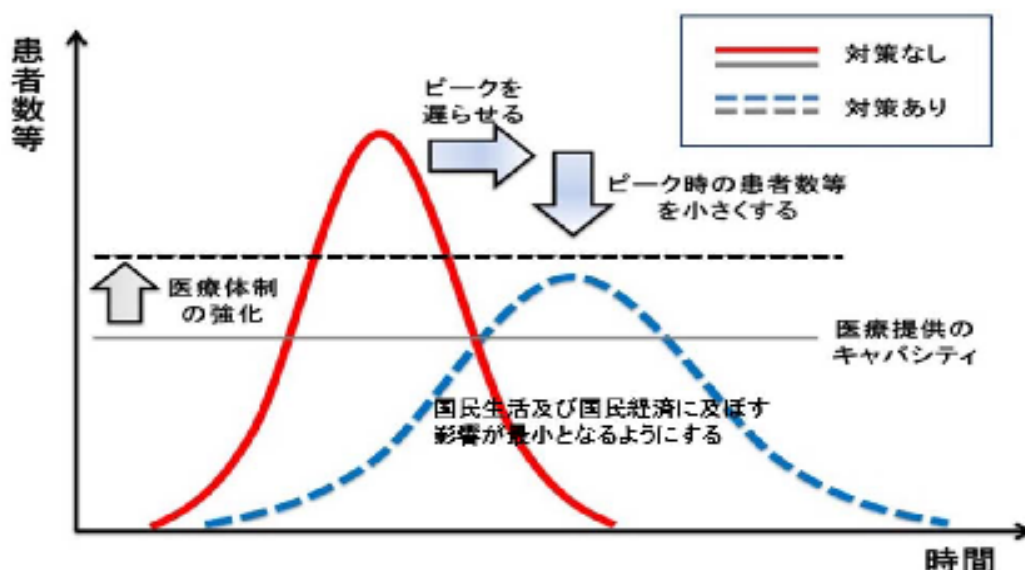
---

注)2011年(平成23年)3月に厚生労働大臣は、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したこと等により、感染症法に基づき新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨を公表し、新型インフルエンザ(A/H1N1)については、季節性インフルエンザとして取扱い、その名称については、「インフルエンザ(H1N1)2009」としている。

対策を国家の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要があるとされており、本県においてもこの2点を主たる目的とする。

- 1) 感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する。
  - ・ 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
  - ・ 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにする。
  - ・ 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。
- 2) 国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
  - ・ 地域や職場での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
  - ・ 事業継続計画の作成・実施等により、医療提供の業務又は県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

<対策の効果 概念図>



## Ⅱ-2 新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があり、過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

本行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々な状況で対応できるように、対策の選択肢を示すものである。

国では、科学的知見及び各国の対策も視野に入れながら、我が国の地理的な条件、大都市への人口集中、交通機関の発達度等の社会状況、医療体制、受診行動の特徴等の国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととしており、県においても、新型インフルエンザ等の発生前から流行が収まるまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れをもった対策を講じる。

- ・発生前の段階では、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備、ワクチンの供給体制の整備、県民に対する啓発や企業による業務継続計画等の策定など、発生に備えた事前準備を周到に行う。
- ・海外で新型インフルエンザ等が発生した段階で、本県においても国に準じた体制に切り替え、病原体の国内への侵入を防ぐことは不可能であることを前提として発生時の初動体制等により、病原体の国内侵入の時期をできる限り遅らせる。
- ・県内での発生段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある者の外出自粛や抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、病原性に応じては、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑える。
- ・なお、病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、状況の進展に応じて、対策の必要性を評価し、適切な対策へと切り替える。
- ・県内で感染が拡大した段階では、国、市町、事業者等と相互に連携して、社会状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。
- ・また、地域の実情等に応じて、県対策本部は、国、市町等関係機関と協議の上、柔軟に対策を講じることができるようにし、医療機関も含めた現場が動きやすくなるような配慮・工夫を行う。

- ・ 県民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小や重要業務の絞り込み等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染拡大防止策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせる総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染拡大防止策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことが重要である。

なお、事業者の従業員のみならず、一時期、事業者のサービス提供水準が低下する可能性を許容すべきことを県民に呼びかけることも必要である。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療体制の限界や社会的混乱を回避するためには、国、県、市町、指定（地方）公共機関による対策だけでは限界があり、事業者や県民一人ひとりが、日頃からの手洗いなどの感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。

- ・ 重症急性呼吸器症候群（SARS）のような治療薬やワクチンが無い新感染症が発生した場合には、公衆衛生対策がより重要である。

---

注)平成15年(2003年)4月3日、SARS(重症急性呼吸器症候群)は感染症法上の新感染症として位置付けられた。同年7月14日、世界的な研究が進んだことにより、病原体や感染経路、必要となる措置が特定されてきたため、指定感染症として位置付け。同年10月10日、SARSの一連の状況を契機とした感染症対策の見直しに関する感染症法及び検疫法の一部を改正する法律案が成立し、同法において、感染力、り患した場合の重篤性等に基づく総合的な観点からみた危険性が極めて高いなどの理由から、一類感染症として位置付けられた。なお、現在は二類感染症として位置付けられている。

## Ⅱ-3 新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

県、市町又は指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、政府行動計画及びそれぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

### （1） 基本的人権の尊重

県、市町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重するとともに、法令の根拠があることを前提として、県民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

なお、医療関係者への医療等の実施、不要不急の外出の自粛、学校・興行場等の使用制限、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送等、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、県民の権利と自由に制限を加える場合は、当該新型インフルエンザ等対策を実施するための必要最小限のものとする。

### （2） 危機管理としての特措法の性格

特措法において、緊急事態に備えて様々な措置を講じることとしているが、新型インフルエンザや新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講じるというものではないことに留意する。

### （3） 関係機関相互の連携協力の確保

県対策本部は、政府対策本部や市町対策本部と、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市町対策本部長から県対策本部長に対して、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、県対策本部長はその要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行うとともに県対策本部長は、政府対策本部の総合調整が必要な場合は、政府対策本部長に対して、要請する。



#### (4) 記録の作成・保存

県、市町は、県対策本部、市町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成、保存するとともに公表する。

### II-4 新型インフルエンザ等発生時の被害想定等

新型インフルエンザ等は、発熱、咳といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられるが、鳥インフルエンザ（H5N1）等に由来する病原性の高い新型インフルエンザ等の場合には、高い致死率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

政府行動計画の策定に当たり、有効な対策を考える上での患者数等の流行規模に関する被害想定は、実際の想定を超える事態も、下回る事態もあり得るということを念頭に対策を検討することが重要であるとしている。

また、新型インフルエンザ等の流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右され、病原性や発生の時期を正確に予測することは不可能である。

県行動計画を策定するに際しては、政府行動計画と同様、現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、一つの例として次のように想定した。

#### 【全国の流行規模（推計）】

- り患者数 3,200 万人（全人口の 25%）
- 医療機関受診者数 約 2,500 万人（上限値）  
※2,500 万人の場合の入院患者数・死亡者数（上限）

	病原性が中等度	病原性が重度
入院患者数	約 53 万人	約 200 万人
死亡者数	約 17 万人	約 64 万人
1 日当たり最大入院患者数(注)	101,000 人 (流行発生から 5 週目)	399,000 人

(注 1) 病原性が中等度：アジアインフルエンザ等程度（致死率 0.53%）

病原性が重度： スペインインフルエンザ程度（致死率 2.0%）

(注 2) 流行が約 8 週間続くと仮定した場合

- 欠勤率 最大 40%程度

本県においても、同様の方法により推計を行ったところ、県内のり患者数は約 358,000 人、医療機関受診患者数は、約 285,875 人（上限値）となる。また、病原性が中等度の場合と重度の場合の入院患者数及び死亡者数の上限を推計したところ、中等度の場合、入院患者数の上限は 6,741 人、死亡者数の上限は 2,187 人、重度の場合は、入院患者数の上限は約 21,600 人、死亡者数の上限は約 7,200 人となった。

また、流行が約 8 週間続くと仮定すると、流行発生後第 4 週及び第 5 週の 1 日当たりの最大入院患者数は、病原性が中等度の場合は 1,285 人、病原性が重度の場合は 4,116 人と見込まれ、本県における現在の医療体制に大きな負荷がかかることが予想される。

なお、これらの推計においては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、わが国の衛生状況等は考慮されていないことに留意する必要がある。

- ・被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて見直しを行うこととする。
- ・なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザ等と同様に社会的影響が大きく、国家の危機管理として対応する必要がある、併せて特措法の対象としたところである。

そのため、国の新型インフルエンザ等感染症の被害想定を参考に、本県においても空気感染対策も念頭に置いた対策を検討・実施することとなる。

---

注) 政府行動計画では、米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いて、医療機関受診患者数は、約 1,300 万人～約 2,500 万人と推計。

アメリカ・カナダの行動計画において、ピーク期間は約 2 週間と設定されている。

2009 年に発生した新型インフルエンザ (A/H1N1) のピーク時に医療機関を受診した者は国民の約 1% (推定)

### 【愛媛県の流行規模（推計）】

- り患者数 357,873人(平成22年国勢調査による県総人口×り患率25%)
- 医療機関受診者数 285,875人(上限値)

	病原性が中等度	病原性が重度
入院患者数	6,741人	約21,600人
1日当たり最大入院患者数(注)	1,285人	4,116人
死亡者数	2,187人	約7,200人

(注1)病原性が中等度及び重度の定義は、上表に同じ。

(注2)流行が約8週間続くと仮定した場合

(注3)病原性が重度の場合は、上表と同様の方法で算出。

### 【本県の病床数（平成23年病院報告より）】

全病院病床数（診療所は除く。）	22,959床
病床利用率（療養病床及び一般病床）	80.2%

## II-5. 対策推進のための役割分担

### (1) 国の役割について

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、WHOその他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。

新型インフルエンザ等の発生前は、「新型インフルエンザ等対策閣僚会議」及び閣僚会議を補佐する「新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議」（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じ

た具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時には、政府対策本部の下で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、医学・公衆衛生等の専門家を中心とした学識経験者の意見を聴きつつ、対策を進める。

## (2) 県・市町の役割について

県・市町は、新型インフルエンザ等が発生したときは、基本的対処方針に基づき、自らの区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するとともに関係機関が実施する対策を総合的に推進する責務を有する。

### 【県】

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域医療体制の確保やまん延防止に關する確かな判断と対応が求められる。

- 新型インフルエンザ等発生前は、国の行動計画等を踏まえ、「愛媛県新型インフルエンザ等対策行動計画」等を策定し、医療の確保、県民の生活支援等に関し、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を推進する。
- 新型インフルエンザ等の発生時には、知事を本部長とする対策本部等を設置し、国における対策全体の基本的な方針や本県の状況等を踏まえ、医療機関、市町、指定（地方）公共機関等の関係機関と連携を図りながら対策を推進する。

### 【市町】

市町は、住民に最も近い行政単位であり、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められており、対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

---

平時においては、以下のような方策を講じることが必要である。

- ・都道府県行動計画を作成する際に、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、他の地方公共団体の長の意見を聴く（特措法第7条第3項）など、特措法に定められる連携方策を確実に実施すること。
- また、都道府県行動計画の案の作成の際、あらかじめ学識経験者の意見を聴く（特措法第7条第8項）ための場を設けるに当たって、市町村の代表者の参加など、特措法上の連携方策以外にも都道府県と県内の保健所設置市等が連携して対策を講じるための方策もある。
- ・県内の松山市保健所等も含めた他の地方公共団体と共同での訓練の実施に努めること（特措法第12条第1項）。

- 新型インフルエンザ等の発生前は、県と同様、行動計画を策定し、新型インフルエンザ等の発生に備えた準備を進め、発生時には、県と連携して、対策を推進する。
- 地域住民に対する健康相談、ワクチン接種、生活支援、社会的弱者への支援に関し、主体的に対策を実施する。
- 県内各消防機関は、業務継続計画を策定する。

なお、保健所を設置する松山市については、感染症法においては、地域医療体制の確保やまん延防止に関し、県に準じた役割を果たすことが求められ、県と松山市は、地域における医療体制の確保等に関する協議を行い、発生前から連携を図っておく。

### (3) 医療機関の役割について

医療機関は、新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や医療資器材の確保等を推進することが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時においても医療提供を確保するため、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含めた、診療継続計画の策定及び地域における医療連携体制の整備を進め、発生状況に応じて、医療を提供するよう努める。

- 医療機関は、医療提供体制の整備に積極的に参画するとともに、新型インフルエンザ等発生後は、国の基本的対処方針や本県の状況等を踏まえ、適切な診療・治療の実施、サーベイランスや検体採取の協力を行う。

### (4) 指定（地方）公共機関の役割について

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

### (5) 登録事業者

特措法第 28 条に規定する特定接種の対象となる医療提供の業務又は県民生活及び県民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染予防策や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うとともに、発生時には最低限の県民生活を維持し、社会的使命を果たすことができるよう、その活動を継続するよう努める。

- 報道機関は、国や県が提供する新型インフルエンザ等関連情報を迅速かつ正確に報道し、県民の不安の解消、感染予防・感染拡大防止策の徹底等に積極的に協力する。

#### (6) 一般の事業者及び学校・施設等

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染防止策、特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置や事業縮小の検討等を行うことが求められる。

- 事業者は、県が勧告・要請する感染予防策の徹底、ライフライン及び食料・生活必需品の確保、感染拡大防止措置（有症状者の出勤停止、事業活動自粛等）等に可能な限り協力する。
- 各種施設及び学校は、日頃から、入所者又は児童・生徒の健康状態の把握に努めるとともに、施設・学校内での感染予防策を徹底する。  
また、新型インフルエンザ等の発生後は、県が勧告・要請する感染予防策の徹底、臨時休業等に可能な限り協力する。

#### (7) 県民

- 県民は、国や県、市町が新型インフルエンザ等に関して発信する広報や報道に留意するとともに、マスクの着用・咳エチケット・手洗い・うがい等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。  
また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、食料品・生活必需品等の備蓄を行うとともに発生時には、発生状況や対策等について情報収集に努め、個人レベルでの感染予防策を実施するよう努める。

---

(注)患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない。

うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は未だ確立されていない。

## Ⅱ-6. 県行動計画の主要6項目

政府行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、国民の生命及び健康を保護する」こと及び「国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策について、「(1) 実施体制」、「(2) サーベイランス・情報収集」、「(3) 情報提供・共有」、「(4) 予防・まん延防止」、「(5) 医療」、「(6) 国民生活及び国民経済の安定の確保」の6項目に分けて立案している。

本県の行動計画においても、上記6項目を盛り込むとともに、各項目の対策については、発生段階ごとに記述する。

なお、横断的な留意点等については以下のとおりである。

### (1) 実施体制

新型インフルエンザ等が発生した場合は、政府対策本部（本部長：内閣総理大臣）の設置が閣議決定され、国会に報告されるとともに公示される。また、状況に応じ、政府現地対策本部が設置される。これを受け、県では、愛媛県新型インフルエンザ等対策本部を設置する。

さらに、国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるときは、特措法に基づき、国が緊急事態宣言を行い、市町においても対策本部を設置し、必要な措置を講ずる。

この危機管理事象に迅速かつ的確に対応するためには、各段階に応じた行動計画をあらかじめ策定しておき、広く関係者に周知しておく必要がある。

また、県においては、関係部局間の連携を強化するとともに、市町、指定（地方）公共機関、関係機関・団体及び県民の協力を得ながら、新型インフルエンザ等対策に関する取組みを推進する。

---

注)まん延防止とは、インフルエンザの場合、疾患の特性（不顕性感染の存在、感染力等）から感染の拡大を完全に防ぎ止めることは不可能であり、流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくすることである。  
新型インフルエンザ等緊急事態宣言において、国は緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示することとなる。

なお、講じられる緊急事態措置については、緊急事態宣言の期間、区域を越えない範囲において別途、個別に決定される。

**(ア) 新型インフルエンザ等発生前（未発生期）**

県は、世界保健機関（WHO）や国等から積極的に情報を収集するとともに、新型インフルエンザ等の発生時に迅速かつ的確な対応ができる体制を整える。

また、愛媛県健康危機管理連絡会議（県保健所にあつては、地域健康危機管理連絡会議）の枠組みを通じ、庁内関係部局及び外部関係機関との認識の共有及び連携を図るとともに、必要に応じて愛媛県健康危機管理対策本部（県保健所にあつては、現地対策本部）を設置し、新型インフルエンザ等の発生時に備えた準備を進める。

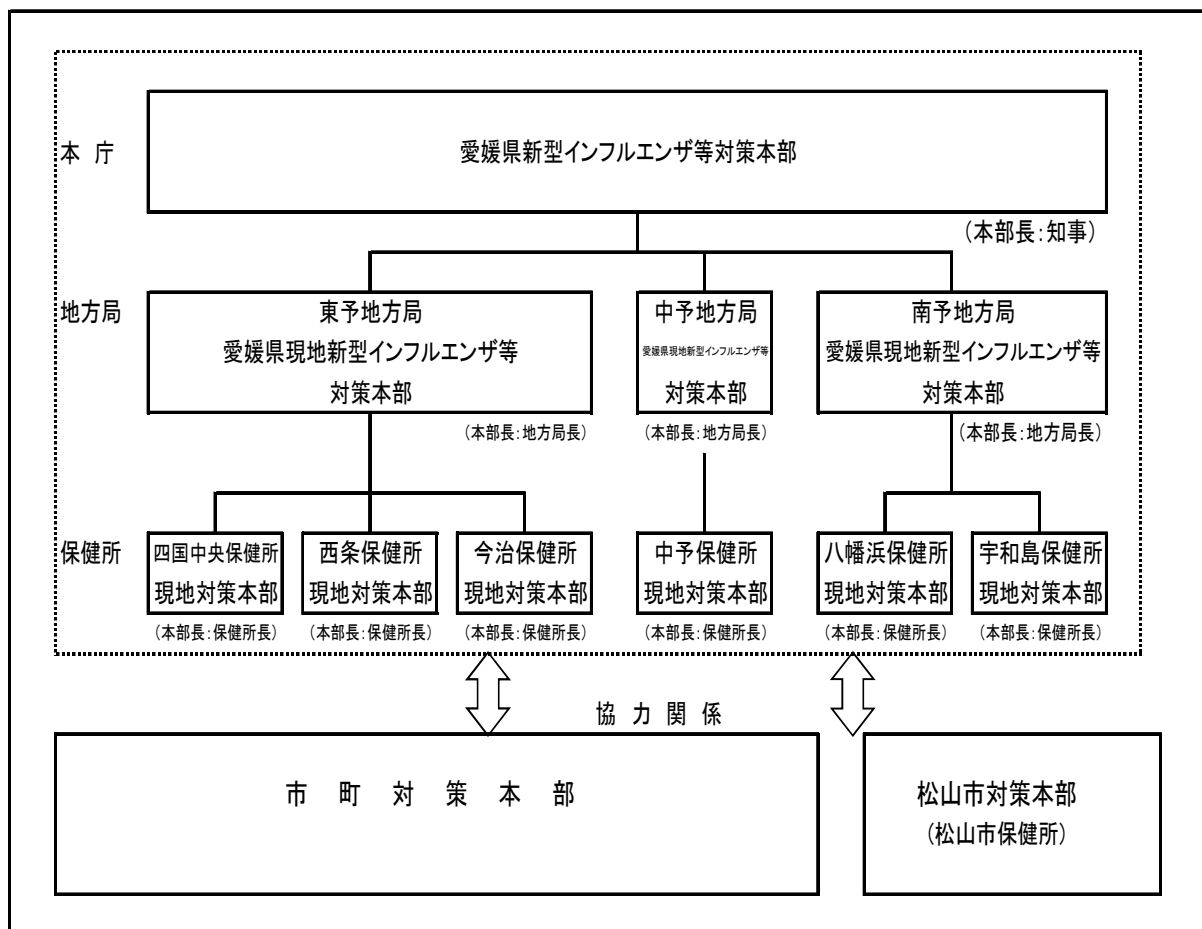
**(イ) 新型インフルエンザ等海外発生後（海外発生期以降）**

県は、必要に応じて愛媛県新型インフルエンザ等対策本部（地方局にあつては、地方局愛媛県現地新型インフルエンザ等対策本部）を設置し、国や市町との連携を図りつつ、対策を強力に推進する。

	本 庁	地 方 局	保 健 所
未 発 生 期 健康危機管理体制	愛媛県健康危機管理 対策本部	—	現地対策本部
海 外 発 生 期 以 降 危機管理体制	愛媛県新型インフル エンザ等対策本部  ( 移 行 )	地方局愛媛県現地 新型インフルエン ザ等対策本部  ( 設 置 )	現地対策本部  ( 継 続 )



(危機管理体制下の組織)



## (2) サーベイランス・情報収集

新型インフルエンザ等対策を適時適切に実施するためには、サーベイランスにより、いずれの段階においても、新型インフルエンザ等に関する様々な情報を系統的に収集・分析し、判断結果を関係者に迅速かつ定期的に還元することにより、効果的な対策に結びつけることが重要である。

なお、未知の感染症である新感染症に対するサーベイランスは、現時点では行っていないため、本項目では新型インフルエンザに限って記載するが、新感染症が発生した場合は、国が構築するサーベイランス体制に協力する。

海外発生から国内の患者数が少ない段階までは、患者の全数把握等のサーベイランス体制の強化を図り、患者の臨床像等の特徴を把握するため、積極的な情報収集・分析を行う。新型インフルエンザ等の特徴や患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握は、その意義が低下することから、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。

サーベイランスにより把握された流行時期や規模等の情報は、県又は県内の地域における医療体制等の確保に活用するとともに病原体の性状(ウイルスの亜型や薬剤耐性等)や死亡者を含む重症者の状況に関する情報は、医療機関の診療に役立てる。

また、国から要請があれば、鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスにより、これらの動物間での発生動向を把握する。

## (3) 情報提供・共有

### (ア) 情報提供・共有の目的

国、地方公共団体、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、十分な情報を基に判断し、適切な行動をとるためには、対策の全ての段階、分野において、各々がコミュニケーションを図る必要がある。

なお、コミュニケーションは、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受取手の反応の把握までも含む双方向性のものであることに留意する。

### (イ) 情報提供手段の確保

県民については、情報を受け取る媒体や情報の受け取り方が千差万別であることが考えられるため、外国人、障害者など情報が届きにくい人にも配慮し、受取手に応じた情報提供のためインターネットを含めた多様な媒体を用いて、理解しやすい内容で、できる限り迅速に情報提供を行う。

## **(ウ) 発生前における県民等への情報提供**

県及び市町は、発生時の危機に対応する情報提供だけでなく、予防的対策として、発生前においても、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報などを県民、医療機関、事業者等に情報提供することが、発生した場合に正しく行動してもらう上で必要である。

特に児童生徒等に対しては、学校での集団感染などにより、地域における感染拡大の起点となりやすいことから、県は、市町の保健衛生部局や教育委員会等と連携して、情報提供を行う。

## **(エ) 発生時における県民等への情報提供及び共有**

### **① 発生時の情報提供について**

新型インフルエンザ等の発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、特に、対策の決定プロセス（科学的知見を踏まえてどのような事項を考慮してどのように判断がなされたのか等）、理由、実施主体を明確にしながら、患者等の人権にも配慮して迅速かつ分かりやすい情報提供を行う。

県民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。

情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮するとともに、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

なお、これらの媒体の活用に加え、県から直接、県民に対する情報提供を行う手段として、ホームページ、ソーシャルネットワークサービス(SNS)等の活用を行う。

また、新型インフルエンザ等は、誰もが感染する可能性があること（感染したことは、患者やその関係者には責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝え、発生前から認識の共有を図ることも重要である。

### **② 県民の情報収集の利便性向上**

県民が情報収集の利便性を図るため、関係部局や、指定（地方）公共機関の情報などを、必要に応じて、集約することで、総覧できるサイトを設置するよう努める。

## **(オ) 情報提供体制について**

情報提供に当たっては、情報の内容を統一するとともに集約して一元的に発信する体制を構築する。

県対策本部及び保健福祉部に広報担当者を中心としたチームを設置し、各部局と適時適切に情報を共有する。

なお、対策の実施主体となる各部局が情報提供する場合には、適切に情報提供できるよう、県対策本部が調整する。

さらに、コミュニケーションは双方向性のものであることに留意し、必要に応じ、地域において住民の不安等に応えるための説明の手段を講じるとともに、常に発信した情報に対する情報の受取手の反応などを分析し、次の情報提供に活かしていくこととする。

## **(4) 予防・まん延防止**

### **(ア) 予防・まん延防止の目的**

新型インフルエンザ等の感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ遅らせ体制整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内におさめることである。

感染拡大防止策には、個人の行動を制限する面や対策そのものが社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案するとともに病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、対策の決定や縮小・中止を検討する。

### **(イ) 主な感染拡大防止策について**

国内発生の初期段階から、患者に対する入院措置や同居者等の濃厚接触者に対する感染防止（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく対応を行うとともに、個人・地域・職場においては、咳エチケット・マスク着用・手洗い・うがい、人込みを避けること等の基本的な感染予防対策を実践・徹底する。

また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出自粛要請・施設の使用制限要請等を行う。

そのほか、海外発生段階には、検疫所において、水際対策が実施されるが、感染症には潜伏期間や不顕性感染などがあることから、ある程度の割合で感染者は入国することを前提に、国内での患者発生に備えた体制整備を図る。

## (ウ) 予防接種

### i) ワクチンについて

ワクチン接種は、個人の発症予防や重症化を防ぎ、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えることは、医療体制の確保及び健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策におけるワクチンは、ウイルス株や製造時期が異なるプレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの2種類がある。

なお、新感染症については、ワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目では新型インフルエンザに限って記載する。

### ii) 特定接種

#### ii-1) 特定接種について

特定接種とは、特措法第28条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

特定接種の対象となり得る者は、

- ① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）
- ② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員
- ③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員である。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。

具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定（地方）公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることを基本とする。

なお、危機管理においては、状況に応じた柔軟な対応が必要であるから、発生した新型インフルエンザ等の病原性やその際の社会状況等を総合的に政府対策本部（基本的対処方針等諮問委員会）において判断し、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。

特定接種については、備蓄プレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、H5N1以外の新型インフルエンザ等であった場合や亜型がH5N1の新型インフルエンザであっても備蓄プレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

#### ii-2) 特定接種の接種体制について

登録事業者のうち、特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、それぞれが所属する県又は市町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。

特に、登録事業者のうち、「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

---

注) 特定接種がすべて終わらなければ住民接種(特措法第46条に基づく住民に対する予防接種又は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を言う)が開始できないというものではない。

- ①医療関係者：政府行動計画別添(1)に示す「A-1：新型インフルエンザ医療型」、「A-2：重大緊急医療型」の基準に該当する者
- ②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員：政府行動計画別添(2)に示す区分1及び区分2に該当する公務員。(2)に示す区分3（民間事業者と同様の業務）に該当する公務員は、同様の業務を行う民間登録事業者と同順位とする。(2)に示す上水道業、河川管理・用水供給業、工業用水道業、下水道処理施設維持管理業及び下水道管路施設維持管理業の業務を行う公務員についてはグループ③とする。
- ③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者：政府行動計画別添(1)に示す「B-1：介護・福祉型、B-2：指定公共機関型、B-3：指定同類型（業務同類系）、B-4：指定同類型（社会インフラ系）」の基準に該当する者
- ④それ以外の事業者：政府行動計画別添(1)に示す「B-5：その他の登録事業者」の基準に該当する者  
1つのグループの接種が終わらなければ、次のグループの接種が開始できないというものではない。

### iii) 住民に対する予防接種

#### iii-1) 住民接種

緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第 6 条の規定（臨時の予防接種）による住民に対する予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第 6 条第 3 項の規定（新臨時接種）に基づく予防接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、以下の 4 つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位を基本とするが、緊急事態宣言においては柔軟な対応が必要となることから、病原性等の情報を踏まえて、政府対策本部が決定する。

#### iii-2) 住民接種の対象者分類

- ①医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
  - ・基礎疾患を有する者
  - ・妊婦
- ②小児（1 歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③成人・若年者
- ④高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65 歳以上の者）

#### iii-3) 住民接種の接種順位

接種順位については、新型インフルエンザ等による重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方、緊急事態宣言がなされた場合は、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響や我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方、これらの考え方を併せた考え方があることから、以下のような基本的な考え方を踏まえ決定される。

---

注) 基礎疾患を有するもの：基礎疾患により入院中又は通院中の者をいう。平成 21 年のパンデミック時にとりまとめられた「新型インフルエンザワクチンの優先接種の対象とする基礎疾患の基準 手引き」を参考に、発生した新型インフルエンザ等による病状等を踏まえ、国において発生時に基準が示される。

- イ) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方
- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
  - ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
  - ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

- ロ) 我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方
- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)  
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
  - ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)  
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

- ハ) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、我が国の将来を守ることに重点を置く考え方
- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
  - ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合  
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)  
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

#### iii-4) 住民接種の接種体制

住民接種については、市町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

#### iv) 留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的



対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて、政府対策本部において総合的に判断し、決定する。

#### **v) 医療関係者に対する要請**

県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）する。

### **(5) 医療**

#### **(ア) 医療の目的**

新型インフルエンザ等が発生した場合、医療の提供は、健康被害を最小限にとどめる上で、不可欠な要素であり、社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

しかし、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。

特に、地域医療体制の整備に当たっては、指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

#### **(イ) 発生前における医療体制の整備について**

県等は、二次医療圏等の圏域を単位とし、保健所を中心として、地域の医師会、薬剤師会、中核的医療機関（国立病院機構の病院、大学附属病院、公立病院等）を含む医療機関、薬局、市町、消防等の関係者からなる対策会議を設置するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進することや、あらかじめ帰国者・接触者外来を設置する医療機関や臨時の医療施設の設置準備及び帰国者・接触者相談センターの設置準備を進める。

#### **(ウ) 発生時における医療体制の維持・確保について**

国内発生早期における医療提供は、患者の治療とともに感染拡大防止策としても有効である可能性があることから、原則として、感染症法に基づき、患者等を感染症指定医療機関等に入院させるため、感染症病床等の利用計画を事前に策定しておく必要がある。

また、国内発生早期では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランス情報を最大限活用し、診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者のために、県内に「外来協力医療機関（帰国者・接触者外来）」を確保して診療を行うが、患者等が帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。

このため、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等を行い、院内感染拡大防止に努める。

また、医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチン接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。地域における医療体制については、一般的な広報によるほか「帰国者・接触者相談センター」から情報提供を行う。

地域感染期には、「外来協力医療機関（帰国者・接触者外来）」を指定しての診療体制から一般医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）での診療体制に切り替え、患者数が大幅に増加した場合には重症者は入院、軽症者は在宅療養に振り分けることで、医療体制の確保を図ることとする。

その際、感染症指定医療機関等以外の医療機関や臨時の医療施設等に患者を入院させることができるよう、事前に活用計画を策定するとともに在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

医療分野での対策を推進するに当たっては、現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、県と市町の連携だけではなく、県医師会・郡市医師会・医学学会等の関係機関とのネットワークの活用が重要である。

#### **(エ) 医療関係者に対する要請・指示、補償について**

新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師等その他の政令で定める医療関係者に対し、県知事は医療を行うよう要請等を行うことができる。

県は、国と連携して、要請等に応じて患者等に対する医療を行う医療関係者に対して、政令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

また、医療の提供の要請等に応じた医療関係者が、損害を被った場合には、政令で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対して補償をする。

#### **(オ) 抗インフルエンザウイルス薬等について**

国においては、諸外国における備蓄状況や最新の医学的な知見等を踏まえ、国民の45%に相当する量を目標として、引き続き、抗インフルエンザウイ

ルス薬を計画的かつ安定的に備蓄することとしている。

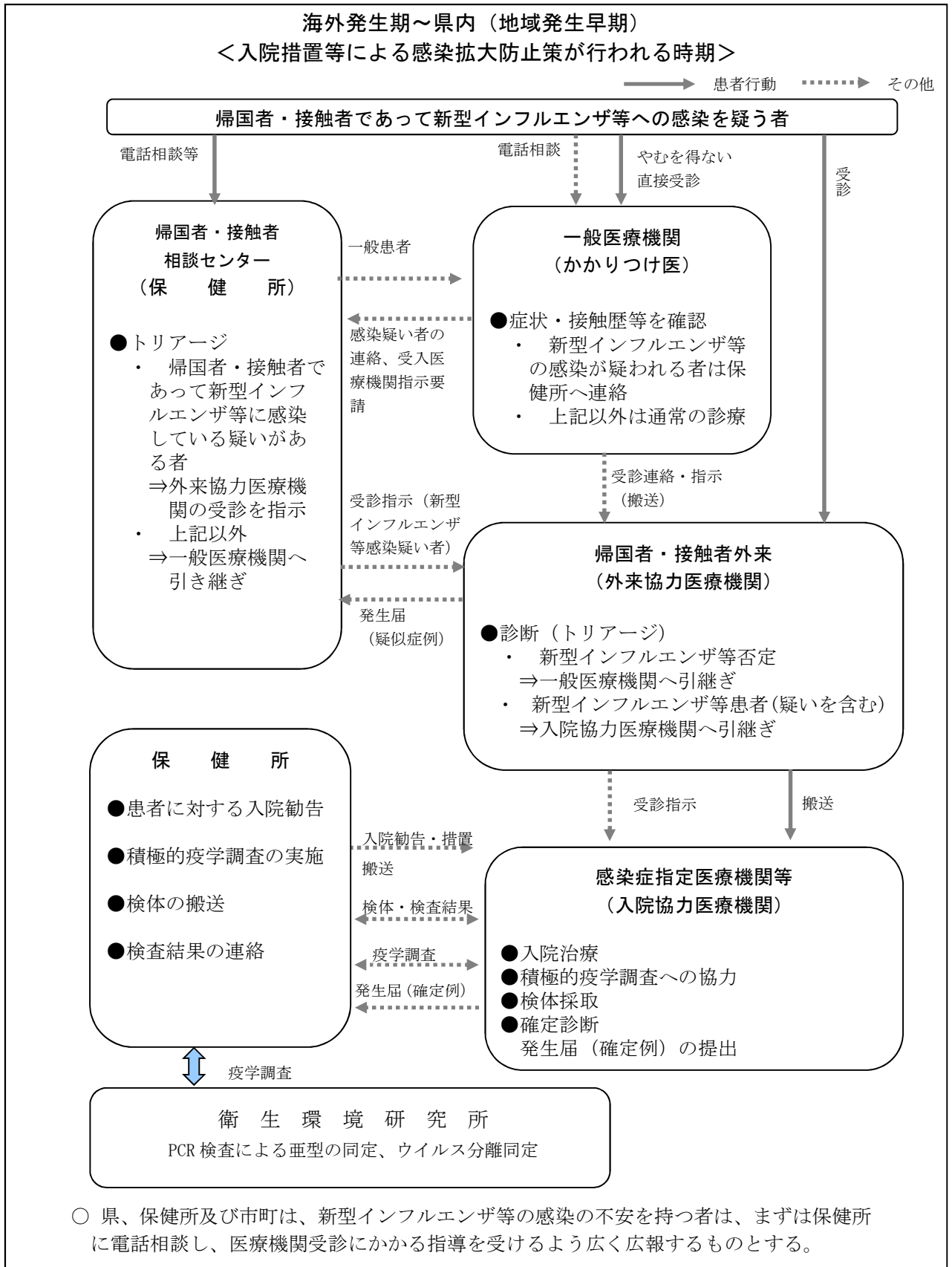
県においても、国が示す備蓄目標量を整備するとともに、その際は、現在の備蓄状況や流通の状況等も勘案する。

インフルエンザウイルス株によっては、現在、備蓄に占める割合が高いオセルタミビルリン酸塩（商品名：タミフル）に耐性を示す場合もあることから、抗インフルエンザウイルス薬耐性株の検出状況や臨床現場での使用状況等を踏まえ、今後、備蓄薬を追加・更新する際には、他の薬剤の備蓄割合を増やすことの検討が必要とされていることから、県においても、国が他の薬剤の備蓄割合を増やすことが必要とした場合、目標数を達成するよう努める。

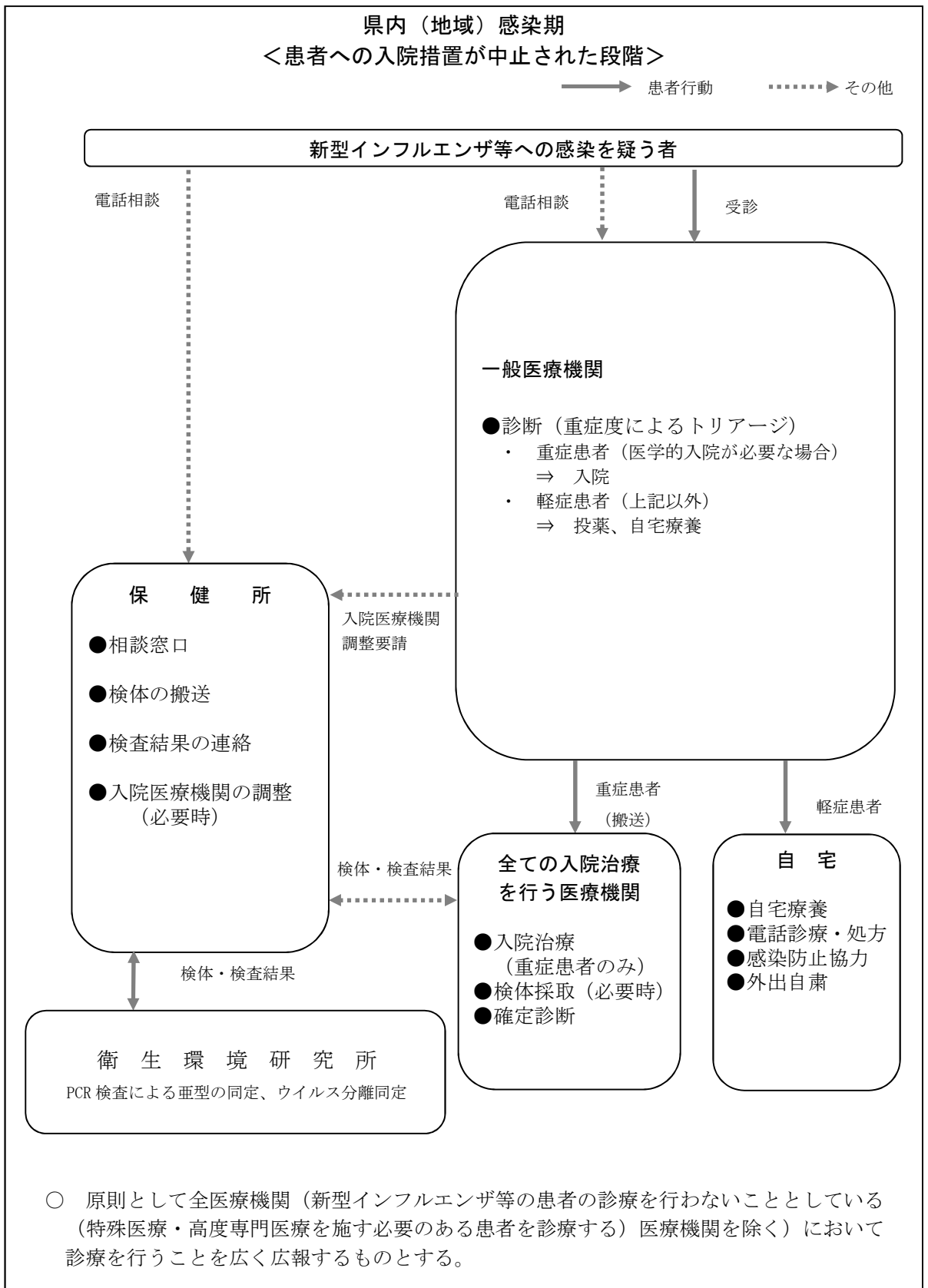
発生段階別・機能別 医療体制

発生段階	健康相談窓口 /帰国者・接触者相談センター	外来協力医療機関	入院協力医療機関
未発生期	健康相談窓口 (各保健所)	—	—
海外発生期	帰国者・接触者相談センター (各保健所) 健康相談窓口等 (各市町・県保健所)	帰国者・接触者 外来	帰国者・接触者 外来(感染症指定 医療機関等) (入院措置等)
県外発生期 (地域未発生期)			帰国者・接触者外来 (感染症指定 医療機関等) (入院措置等)
県内発生早期 (地域発生早期)	↓	↓	↓
県内感染期 (地域感染期)	健康相談窓口等 (各市町・各保健所)	全医療機関で 診察	全ての入院医療機 関で入院医療
小康期	(第二波に備え継続) (必要に応じて縮小)	(第二波に備え継 続)	↓

新型インフルエンザ等患者への医療提供体制概要（１）



新型インフルエンザ等患者への医療提供体制概要（２）



## (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

- ① 新型インフルエンザ等は、多くの県民がり患し、各地域での流行が約8週間程度続くと言われ、本人のり患や家族のり患等により、国民生活及び国民経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。
- ② このため、新型インフルエンザ等発生時に、県民生活及び県民経済への影響を最小限とできるよう、県、市町、医療機関、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき事前に十分準備を行い、一般の事業者においても事前の準備を行うことが重要である。

## II-7. 発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して5つの発生段階に分類した。

国全体での発生段階の移行については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げ等の情報を参考としながら、海外や国内での発生状況を踏まえて、政府対策本部にて決定する。

また、地域での発生状況は様々であり、その状況に応じ、特に地域での医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、本県においては下記のとおり発生段階を定め、その移行については、必要に応じて国と協議の上で、県対策本部において判断することとしている。

なお、地域における発生段階をあわせて示す。

県、市町及び関係機関等は、行動計画等で定められた対策を段階に応じて実施することとする。

なお、各段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、また、必ずしも、段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化するという事に留意が必要である。

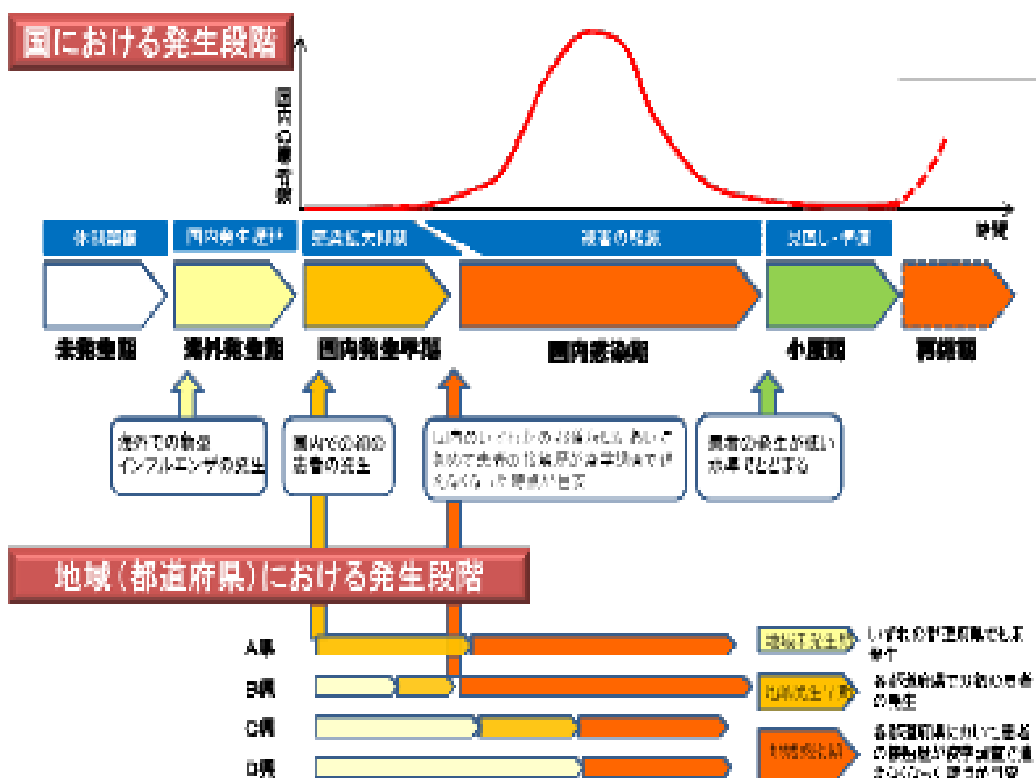
**【発生段階】**

国	本県
<b>【未発生期】</b> 新型インフルエンザ等が発生していない状態	
<b>【海外発生期】</b> 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	
<b>【国内発生早期】</b> 国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	<b>【県外発生期（地域未発生期）】</b> いずれかの都道府県において患者が発生しているが、県内において患者が発生していない状態
	<b>【県内発生早期（地域発生早期）】</b> 県内で患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
	<b>【県内感染期（地域感染期）】</b> 県内の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態
<b>【小康期】</b> 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	



＜国及び地域（都道府県）における発生段階＞

地域での発生状況は様々であり、地域未発生期から地域発生早期、地域発生早期から地域感染期への移行は、都道府県を単位として判断



### Ⅲ 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目の個別の対策を記載する。

新型インフルエンザ等が発生した場合、国は政府行動計画に基づき「基本的対処方針」を作成することになっており、個々の対策の具体的な実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないこと、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。

対策の実施や縮小・中止時期の判断の方法については、必要に応じて、ガイドライン等に定めることとする。

<b>未発生期</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等が発生していない状態。</li> <li>・ 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。</li> </ul>	
<b>【目的】</b>	新型インフルエンザ等発生の情報収集と発生に備えた体制の整備
<b>【主な対策】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業継続計画の策定及び支援</li> <li>・ 地域医療提供体制の整備</li> <li>・ 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄</li> <li>・ 情報収集・共有・提供体制の構築</li> </ul>

<b>(1) 実施体制</b>	
-----------------	--

**(1)-1 危機管理体制**

- ・ 愛媛県健康危機管理マニュアルに基づく健康危機管理体制を構築する。  
(保健福祉部)
- ・ 愛媛県健康危機管理連絡会議、地域健康危機管理連絡会議を開催する。  
(保健福祉部)
- ・ 必要に応じて、愛媛県健康危機管理対策本部、保健所現地対策本部を設置する。(保健福祉部)

**(1)-2 行動計画等**

- ・ 「愛媛県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、適宜、見直しを行う。(保健福祉部)
- ・ 「愛媛県新型インフルエンザ等対策行動計画に関する手引き（県版ガイドライン）」を策定し、必要に応じて見直しを行う。(保健福祉部)
- ・ 市町における行動計画の策定を推進する。(保健福祉部)
- ・ 上記の行動計画等を市町、関係機関、県民に周知し、協力を要請する。  
(関係各部)

**(1)-3 体制強化**

- ・ 平素から、新型インフルエンザ等対策に関わる職員・医療従事者の資質向上、連携強化、新型インフルエンザ等の発生に備えた訓練を実施する。  
(関係各部)

- ・警察、消防機関等との連携を進める。(保健福祉部)

## (2) サーベイランス・情報収集

### (2)-1 情報収集

- ・新型インフルエンザ等の対策等に関する国内外の情報を収集する。  
(保健福祉部)

### (2)-2 インフルエンザに関する通常のサーベイランス

- ・毎年冬季に流行する季節性インフルエンザについて、県内のインフルエンザ定点医療機関によるインフルエンザ(患者発生)サーベイランスで、患者発生の動向を把握するとともに、病原体定点医療機関においてウイルス株の性状(亜型や薬剤耐性)を調査するウイルスサーベイランスを実施する。(保健福祉部)
- ・インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。(保健福祉部)
- ・学校等におけるインフルエンザ様症状の患者発生による臨時休業等を把握し、インフルエンザの感染拡大を早期に探知する。(保健福祉部、教育委員会)

### (2)-3 調査研究

- ・新型インフルエンザ等発生時に、迅速かつ的確に積極的疫学調査を実施するため、国が実施する専門家養成講習等へ参加する等人材の育成を図る。  
(保健福祉部)

## (3) 情報提供・共有

### (3)-1 情報提供

- ・県のホームページ、各種広報等を通じ、新型インフルエンザ等対策に関する感染予防対策等の情報提供を行う。(企画情報部、保健福祉部)
- ・新型インフルエンザ等の発生段階ごとの県民への情報提供内容や媒体の検討を行う。(企画情報部、保健福祉部)

### (3)-2 情報共有

- ・愛媛県庁内LANシステム等を活用して、庁内関係者間で、鳥インフル

エンザ及び新型インフルエンザ等に関する情報の共有を行うとともに、必要に応じ、市町、関係機関への情報提供及び共有を図る。(関係各部)

### (3)-3 相談窓口

- ・海外における鳥等の動物インフルエンザに関する情報収集を行い、住民からの相談や問い合わせに応じる。(保健福祉部、農林水産部)

## (4) 予防・まん延防止

### (4)-1 感染拡大抑制対策実施のための準備

- ・特に季節性インフルエンザ流行期等においては、県民に対し、手洗い・うがい、咳エチケット等の基本的な感染予防策の普及を図り、また、自らの発症が疑わしい場合は、保健所及び市町保健センター等に連絡し、指示を仰ぎ、感染を広げないように不要な外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うといった基本的な感染対策について理解促進を図る。(保健福祉部、関係部局)
- ・新型インフルエンザ等の発生時には、衛生資器材等(消毒薬、マスク等)の供給不足が予想されることから、これらを確保する体制及び県内生産・流通・在庫等の状況を把握する仕組みを整備する。(保健福祉部)
- ・新型インフルエンザ等緊急事態における不要不急の外出自粛要請及び学校等の臨時休業、集会の自粛等の感染対策についての理解促進を図る。(保健福祉部、関係部局)
- ・新型インフルエンザ等緊急事態における施設の使用制限の要請等の対策について周知を図るための準備を行う。(保健福祉部)

### (4)-2 水際対策

- ・検疫所との連携を強化するとともに、検疫所から通報を受けた場合の対応を整備する。(保健福祉部)

---

注)海外発生期から国内発生早期までの間に、帰国者・接触者相談センターを設置することになっている。

#### **(4)-3 予防接種**

(ワクチンの供給体制)

- ・厚生労働省が実施するプレパンデミックワクチンの有効性・安全性に関する臨床研究等の結果について、情報収集を行う。(保健福祉部)
- ・国の方針を踏まえ、必要に応じて、医薬品卸業協会等と連携し、県内の流通体制を構築する。(保健福祉部)

(登録事業者の登録)

- ・国が作成する特定接種に係る接種体制、事業継続に係る要件や登録手続き等を示す登録実施要領に基づき、国から要請があれば、県及び市町は、必要に応じ、事業者に対する登録作業に係る周知を協力する。(保健福祉部、関係部局)

#### **(4)-4 予防接種体制**

(特定接種)

特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、国の要請の下、登録事業者並びに市町に対する、接種体制の構築に協力する。(保健福祉部、関係部局)

(住民に対する予防接種)

- ・市町は、国及び県の協力を得ながら、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、当該市町の区域内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるための体制の構築を図る。(保健福祉部)
- ・市町は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町以外の市町における接種を可能にするよう努める必要がある。そのため、県は、必要に応じて技術的な支援を行う。(保健福祉部)
- ・市町は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。(保健福祉部、関係部局)

#### **(4)-5 予防接種における情報提供**

国が定める新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について、県民に対し情報提供を行い、理解促進を図る。(保健福祉部)

## (5) 医療

### (5)-1 地域医療体制の整備

- ・感染症指定医療機関及び公的医療機関等の協力を得て、新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来診療を行う「外来協力医療機関（帰国者・接触者外来）」を整備する。（保健福祉部）
- ・感染症指定医療機関及び公的医療機関等を中心に、新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした入院治療を行う「入院協力医療機関」を整備する。（保健福祉部）
- ・県及び松山市は、二次医療圏毎に、保健所を中心として、地域医師会、地域薬剤師会、国立病院機構や大学病院等を含む医療機関、薬局、市町、消防等の関係者からなる会議において、地域の関係者と密接に連携をとりながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。（保健福祉部）

### (5)-2 地域（県内）発生時の医療の確保

- ・地域（県内）感染期に備えて、全ての医療機関に対し、医療機関の特性や規模に応じた診療継続計画の作成、地域の医療機関相互の連携強化を要請し、支援する。（保健福祉部）
- ・松山市の協力を得ながら、入院治療が必要な新型インフルエンザ等患者が増加した場合の医療機関における使用可能な病床数（定員超過入院を含む。）等の把握に努める。（保健福祉部）
- ・入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、医療機関の収容能力を超えた場合に備え、臨時の医療施設等で医療を提供することについて検討する。（保健福祉部）
- ・県等は、地域の医療機能維持の観点から、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を継続するため、必要に応じて新型インフルエンザ等の初診患者の診療を原則として行わないこととする医療機関の設定を検討する。（保健福祉部）
- ・県等は、社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法を検討する。（保健福祉部）
- ・各消防機関に対し、救急機能維持のための方策の検討、救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄の充実を要請する。（県民環境部）

### **(5)-3 手引き等の策定、研修等**

- ・市町や医療機関等と連携しながら、相互に医療従事者等に対し、国内発生を想定した研修や訓練を行う。(保健福祉部、公営企業管理局)

### **(5)-4 医療資器材の整備**

- ・県等は、医療機関に対し、新型インフルエンザ等の診断、治療方針等に関する情報を提供するとともに、必要となる医療資器材(個人防護具、人工呼吸器等、簡易陰圧装置等)を、予算の範囲内において医療機関への助成を行うことなどにより、あらかじめ備蓄・整備する。また、医療機関において、院内感染対策の徹底を図るとともに、必要な医療資器材や増床の余地に関して調査を行い、十分な量を確保するよう検討する。  
(保健福祉部、公営企業管理局)

### **(5)-5 検査体制の整備**

- ・愛媛県立衛生環境研究所において新型インフルエンザ等に対するPCR検査が実施できるよう体制を整備する。(保健福祉部)

### **(5)-6 医療機関等への情報提供体制の整備**

- ・国から提供される新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を医療機関及び医療従事者に迅速に提供するための体制を整備する。  
(保健福祉部)

### **(5)-7 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄**

- ・抗インフルエンザウイルス薬の市場流通量等の状況を踏まえ、備蓄量を検討し、必要に応じて備蓄する。(保健福祉部)
- ・備蓄している抗インフルエンザウイルス薬の放出方法等について、医薬品卸業協会等の関係機関と調整する。(保健福祉部)

### **(5)-8 抗インフルエンザウイルス薬の流通体制の整備**

- ・国が構築する抗インフルエンザウイルス薬の供給体制を踏まえ、県内における円滑な供給体制を整備する。

---

注)特措法第48条第2項に基づき、知事は、必要があると認めるときは、政令の定めるところにより、措置の実施に関する事務を市町長が行うことができる。



- ・医療機関や薬局、医薬品卸売業者に対し、抗インフルエンザウイルス薬の安定流通を要請する。(保健福祉部)

## (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

### (6)-1 業務計画等の策定

- ・指定(地方)公共機関等に対して、新型インフルエンザ等の発生に備え、職場における感染対策、重要業務の継続や一部の業務の縮小について計画を策定する等十分な事前の準備を行うよう求めるとともに業務計画等の策定を支援し、その状況を確認する。(関係部局)

### (6)-2 物資供給の要請等

- ・新型インフルエンザ等の発生時における医薬品・食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、製造・販売事業者、運送事業者等に対し、緊急物資の流通や運送等を実施する体制の整備を要請する。(関係各部)

### (6)-3 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

- ・市町に対し、地域(県内)感染期における高齢者、障害者等の要援護者への生活支援(見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等について、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的手続きを決めておくよう要請する。(保健福祉部)

### (6)-4 火葬能力等の把握

- ・県は、市町の協力を得て、火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握に努めるとともに、地域(県内)感染期に備えて火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。(保健福祉部)

### (6)-5 物資及び資材の備蓄等

- ・県、市町及び指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、または施設及び設備を整備等するよう努める。(保健福祉部、関係部局)

<b>海外発生期</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。</li> <li>・国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。</li> <li>・海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。</li> </ul>	
<b>【目的】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内発生に備えた体制の整備</li> <li>・県内発生の遅延と県内発生の早期発見に努める</li> </ul>
<b>【主な対策】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザウイルス等の県内侵入をできるだけ遅らせる体制整備</li> <li>・外来協力医療機関（帰国者・接触者外来）、帰国者・接触者相談センター、健康相談窓口の設置</li> <li>・プレパンデミックワクチンの接種の検討</li> <li>・県民への情報提供の強化</li> </ul>

<b>(1) 実施体制</b>	
-----------------	--

**(1)-1 危機管理体制**

- ・愛媛県危機管理計画に基づき、連絡体制を強化する。（県民環境部、保健福祉部、関係各部）
- ・愛媛県危機管理連絡会議を開催する。（県民環境部）
- ・愛媛県新型インフルエンザ等対策本部、地方局愛媛県現地新型インフルエンザ等対策本部を設置するとともに、保健所現地対策本部を継続する。（県民環境部、保健福祉部、関係部局）
- ・国は、政府行動計画に基づき、海外発生期の基本的対処方針について、協議・決定し、直ちに公示し、周知を図り、県においても国の方針に即した方針を検討する。
- ・国は、病原体の特性、感染拡大の状況等に応じ、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、必要に応じて、基本的対処方針を変更し、公示する。（保健福祉部、関係各部）
- ・愛媛県危機管理連絡会議を開催する。（県民環境部）
- ・愛媛県新型インフルエンザ等対策本部、地方局愛媛県現地新型インフルエンザ等対策本部を設置するとともに、保健所現地対策本部を継続する。（県民環境部、保健福祉部、関係部局）

## (1)-2 情報収集

- ・ 新型インフルエンザ等の発生状況に関する情報収集を強化する。(保健福祉部、関係各部)

## (2) サーベイランス・情報収集

### (2)-1 情報収集

- ・ 海外における新型インフルエンザ等の発生状況等について、国等から必要な情報を収集する。(保健福祉部、関係部局)

### (2)-2 サーベイランスの強化等

- ・ 引き続き、季節性インフルエンザに関する通常のスーベイランスを実施する。(保健福祉部)
- ・ 国の要請に応じて、国内における新型インフルエンザ等の患者を早期に発見し、新型インフルエンザ等患者の臨床像を把握するため、全ての医師に新型インフルエンザ等患者(疑い患者を含む)を診察した場合の届出を要請し、全数把握を開始する。(保健福祉部)
- ・ 感染拡大を早期に探知するため、学校等でのインフルエンザ様疾患の集団発生の把握を強化する。(保健福祉部、教育委員会、関係部局)

## (3) 情報提供・共有

### (3)-1 情報提供

- ・ 国等から新型インフルエンザ等に関する情報を収集し、速やかに医療機関、市町等の関係機関に提供する。(関係各部)
- ・ 県及び県感染症情報センターのホームページに海外の発生状況等を情報掲載するとともに、報道機関の協力を得ながら、県民への注意喚起を行う。(企画情報部、保健福祉部)
- ・ 情報提供のあり方については、帰国者・接触者相談センターに寄せられる相談や医療機関等からの意見等を踏まえ、適宜見直すものとする。(保健福祉部、関係部局)

### (3)-2 情報共有

- ・ 国・市町及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。(保健福祉部)

### (3)-3 健康相談窓口等の設置

- ・ 県保健所に設置した健康相談窓口等において、健康相談を中心とする住民からの相談・問い合わせに対応する。(保健福祉部)
- ・ 国からの要請に応じ、市町に対し、国が作成したQ & Aを配布し、健康相談窓口等の設置を要請する。(総務部、保健福祉部)  
なお、市町や関係機関等から寄せられる情報の内容を踏まえて、県においても、健康相談窓口等に情報提供を適宜行う。(保健福祉部)
- ・ 問い合わせ状況や国からの要請等を踏まえ、住民からの一般的な問い合わせに対応できるコールセンターを設置する。(保健福祉部)
- ・ 健康相談以外の相談・問い合わせに対しては、対策本部又は各関係部局において応じる。(関係各部)

(4) 予防・まん延防止	
--------------	--

#### (4)-1 県内での感染拡大抑制策

- 国の要請等を踏まえ、県内での感染拡大防止策を実施する。
- ・ 特に季節性インフルエンザ流行期等においては、県民に対し、手洗い・うがい、咳エチケット等の基本的な感染予防策の普及と、患者になった場合の対応の理解促進を図る。(保健福祉部)
  - ・ 患者発生に備え、患者への対応(治療・隔離)や患者の濃厚接触者等への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時等の対応指導等)に関し、関係機関との調整・準備を確認する。(保健福祉部)
  - ・ 病院、社会福祉施設、学校、事業所等に対して、感染予防策を強化するよう要請する。(保健福祉部、関係部局)
  - ・ 学校等における臨時休業の基準見直しを検討する。(教育委員会、総務部、保健福祉部)

#### (4)-2 水際対策

- ・ WHOがフェーズ4宣言もしくはそれに相当する公表又は急速にまん延するおそれのある新感染症の公表の前であっても、新型インフルエンザ等の発生が疑われ、国が感染症危険情報を発出し、不要不急の渡航延期を勧告した場合は、これを周知する。(保健福祉部)
- ・ WHOがフェーズ4等を宣言した等、新型インフルエンザ等の発生が確認され、国が感染症危険情報を発出し、渡航延期を勧告した場合は、これを周知する。(保健福祉部)
- ・ 国が事業者に対し、発生国への出張を避けるよう要請した場合には、改めてこれを周知する。(関係各部)
- ・ 検疫所が入国者に対して、防疫措置、疫学調査、隔離・停留等を行う場

- 合に備え、検疫所との連携を強化する。(保健福祉部、関係部局)
- ・ 検疫法第18条第5項の規定に基づき、検疫所から新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者について通知を受けた場合は、感染症法第15条の3の規定に基づき、健康監視を行う。(保健福祉部)
  - ・ 県内の各学校等に対し、発生国に留学中の在籍者に感染対策を周知徹底するよう要請する。(総務部、教育委員会、関係各部)

#### **(4)-3 予防接種**

(ワクチンの供給体制)

- ・ 厚生労働省が実施するプレパンデミックワクチンの有効性・安全性に関する臨床研究等の結果について、情報収集を行う。(保健福祉部)
- ・ 国の方針を踏まえ、医薬品卸業協会等と連携し、県内の流通体制を構築する。(保健福祉部)

#### **(4)-4 接種体制**

(特定接種)

- ① 特定接種の対象となり得る者に対し、集団的接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、国の要請の下、登録事業者並びに市町に接種体制の準備を要請する。(保健福祉部、関係部局)
- ② 県及び市町は、国と連携して、所属する地方公務員に対して、集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。(保健福祉部、関係部局)

(住民に対する予防接種)

- ① 市町は、国と連携し、特措法第46条又は予防接種法第6条第3項に基づき、当該市町の区域内に居住する者に対するワクチン接種が速やかに実施できるための体制の構築の準備を進める。(保健福祉部)
- ② 市町は、円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町以外の市町における接種を可能にするよう努める必要がある。そのため、県は、必要に応じて技術的な支援を行う。(保健福祉部)

---

注) 備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば備蓄ワクチンを用いられる。発生した新型インフルエンザ等が H5N1 以外の感染症であった場合や亜型が H5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンが用いられる。また、病原性が低く、特定接種を緊急的に行う必要がないと認められる場合においても、医療関係者に先行的に接種を行う。

- ③ 市町は、速やかに接種することができるよう、医師会、事業者、学校関係者と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。(保健福祉部、関係部局)

#### **(4)-5 予防接種における情報提供**

国の定める新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や、供給体制・接種体制、接種対象者や接種順位のあり方といった基本的な情報について、県民に対し情報提供を行う。(保健福祉部)

#### **(4)-6 接種後のモニタリング**

国は、特定接種を実施した場合、接種実施モニタリングを行うとともに、科学的な根拠に基づいた有効性の評価、ワクチン以外の原因による有害な事象を含む副反応情報の収集・分析及び評価を行うので、これに協力する。(保健福祉部)

### **(5) 医療**

#### **(5)-1 新型インフルエンザ等の症例定義**

国が、新型インフルエンザ等の症例定義を明確にし、修正等があり次第、関係機関に周知する。(保健福祉部)

#### **(5)-2 地域医療体制の整備**

- ・発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者について、新型インフルエンザ等にり患する危険性がそれ以外の患者と大きく異なると考えられる間は、「外来協力医療機関（帰国者・接触者外来）」において診断が行えるよう、「外来協力医療機関（帰国者・接触者外来）」、「入院協力医療機関」に対して、受入準備を要請する。(保健福祉部、公営企業管理局)
- ・一般医療機関に対し、新型インフルエンザ等への感染を疑う者が来院した場合は、「外来協力医療機関（帰国者・接触者外来）」の受診を勧奨するよう周知する。(保健福祉部)
- ・「外来協力医療機関（帰国者・接触者外来）」以外の医療機関を新型インフルエンザ等の患者が受診する可能性もあるため、県医師会等の協力を得て、院内感染対策を講じた上で診療体制を整備するよう要請する。

- ・「外来協力医療機関（帰国者・接触者外来）」やその他の医療機関に対し、症例定義を踏まえ、新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者と判断された場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。（保健福祉部）

#### **(5)-3 帰国者・接触者相談センターの設置**

- ・県の全保健所及び松山市に帰国者・接触者相談センターを設置する。（保健福祉部）
- ・帰国者・接触者相談センターを通じて、新型インフルエンザ等に感染している疑いのある者とそれ以外の者の振り分けを行い、新型インフルエンザ等に感染している疑いのある者には「外来協力医療機関（帰国者・接触者外来）」の受診を、それ以外の者には一般医療機関の受診を指示する。（保健福祉部）
- ・発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者は、帰国者・接触者相談センター等を通じて、「外来協力医療機関（帰国者・接触者外来）」を受診するよう周知する。（保健福祉部）

#### **(5)-4 医療機関等への情報提供**

- ・国からの新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。（保健福祉部）

#### **(5)-5 検査体制の整備**

- ・国から技術的支援を受け、愛媛県立衛生環境研究所において、新型インフルエンザウイルス等の検査に必要な試薬の確保、最新の検査技術の習得に努めるとともに、PCR検査体制を速やかに整備する。（保健福祉部）

#### **(5)-6 抗インフルエンザウイルス薬**

- ・県における抗インフルエンザウイルス薬の市場流通量及び備蓄量を把握する。（保健福祉部）
- ・抗インフルエンザウイルス薬の流通調整を行う。（保健福祉部）
- ・医療機関に対し、国の要請があった場合には、備蓄した抗インフルエンザウイルス薬を活用して、患者の同居者、濃厚接触者、同じ職場等にいる者、医療従事者及び救急隊員等搬送従事者等に、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。（保健福祉部）

## (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

### (6)-1 事業者の対応等

- ・事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染防止策を講じ、必要に応じて事業継続に不可欠な重要業務への重点化の準備を行うよう要請する。(保健福祉部、経済労働部)
- ・指定(地方)公共機関等に対し、その業務計画を踏まえ、国及び県と連携し、事業継続に向けた必要な準備等を行うよう要請する。(関係部局)
- ・指定(地方)公共機関等に対し、事業継続のための法令の弾力運用について国から通知があれば、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討し、措置を講じる。(保健福祉部、関係部局)

### (6)-2 遺体の火葬・安置

- ・国の要請に応じて、市町に対し、火葬場の火葬能力の限界を超える事態に備え、遺体の保存対策、一時的安置場所の確保、火葬体制の維持の準備を要請する。(保健福祉部)



<b>県外発生期（地域未発生期）</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</li> <li>・県内では患者は発生していない。</li> </ul>	
<b>【目的】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内での感染拡大防止</li> <li>・患者に対する適切な医療の提供</li> <li>・感染拡大に備えた体制の整備</li> </ul>
<b>【主な対策】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療体制の整備</li> <li>・基本的な感染予防策の勧奨等</li> <li>・病院、学校等に対する感染予防策の強化を要請</li> <li>・事業者への感染予防策の徹底と社会機能維持のための事業継続への取組</li> </ul>

<b>(1) 実施体制</b>	
-----------------	--

**(1)-1 危機管理体制**

- ・愛媛県新型インフルエンザ等対策本部、地方局愛媛県現地新型インフルエンザ等対策本部、保健所現地対策本部の相互連携を図り、発生状況や国の基本的対処方針等を踏まえ、必要な対策を決定する。（県民環境部、保健福祉部、関係部局）

<p><b>(1) -2 緊急事態宣言の措置</b></p> <p>① 新型インフルエンザ等緊急事態宣言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政府対策本部長は新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行うとともに、変更した基本的対処方針を示す。</li> <li>・併せて、政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った旨を国会に報告。</li> </ul> <p>② 新型インフルエンザ等緊急事態宣言においては、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示される。区域については、広域的な行政単位である都道府県の区域をもとに、発生区域の存在する都道府県及び隣接県を指定される。</p> <p>市町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町対策本部を設置する。（関係部局、市町）</p>
--

## (2) サーベイランス・情報収集

### (2)-1 情報収集

- ・国内外における新型インフルエンザ等の発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの有効性・安全性等について、国等から必要な情報を収集する。(保健福祉部、関係部局)

### (2)-2 サーベイランス

- ・国の要請等を踏まえ、引き続きインフルエンザに関する通常サーベイランス、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等でのインフルエンザ等の集団発生の把握の強化を実施する。(保健福祉部、教育委員会)

## (3) 情報提供・共有

### (3)-1 情報提供

- ・国等から収集した新型インフルエンザ等に関する情報を、速やかに医療機関、市町等の関係機関に提供する。(保健福祉部)
- ・県及び県感染症情報センターのホームページに県外の発生状況等の情報を掲載するとともに、今後の具体的な対策等について、報道機関の協力を得ながら、できる限りリアルタイムで県民への情報提供を行う。(企画情報部、保健福祉部)
- ・情報提供のあり方については、帰国者・接触者相談センターに寄せられる相談や医療機関等からの意見等を踏まえ、適宜見直すものとする。(保健福祉部、関係部局)
- ・個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があることを伝え、個人レベルでの感染予防策や、感染が疑われ、また患者となった場合の対応(受診の方法等)を周知する。また、学校・保育施設等や職場での感染拡大防止策についての情報を適切に提供する。(保健福祉部、関係部局)
- ・県民からコールセンター等に寄せられる問い合わせ、情報の内容も踏まえて、県民や関係機関がどのような情報を必要としているかを把握し、必要に応じ、地域における住民の不安等に応じるための情報提供を行うとともに、国との情報共有を行い、次の情報提供に反映する。(保健福祉部)

### (3)-2 情報共有

- ・国・市町及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイム

かつ双方向の情報共有を行い、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。(保健福祉部)

### (3)-3 健康相談窓口等の体制充実・強化

- ・引き続き、県の全保健所及び市町に設置した健康相談窓口等において、健康相談を中心とする住民からの相談・問い合わせに対応する。(総務部、保健福祉部)
- ・健康相談以外の相談・問い合わせに対しては、対策本部又は各関係部局において応じる。(関係各部)
- ・問い合わせ状況等を踏まえ、コールセンターを充実・強化させる。また、Q&Aが改訂された場合は迅速に配布する。(保健福祉部)

## (4) 予防・まん延防止

### (4)-1 県内での感染拡大抑制策

- ・特に季節性インフルエンザ流行期等においては、県民に対し、手洗い・うがい、咳エチケット等の基本的な感染予防策の普及と、患者になった場合の対応の理解促進を図る。(保健福祉部)
- ・患者発生に備え、患者への対応(治療・入院勧告等)や患者の濃厚接触者等への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時等の対応指導等)に関し、関係機関との調整・準備を確認する。(保健福祉部)
- ・医療機関、社会福祉施設、学校、事業所等に対して、感染予防策を強化するよう改めて要請する。(保健福祉部、関係部局)
- ・ウイルス等の病原性・感染力等を踏まえ、必要に応じ、学校等における臨時休業の基準の見直しを検討する。(教育委員会、総務部、保健福祉部)
- ・公共交通機関、公共施設、多くの方が集まる施設等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等適切な感染予防策を講じるよう要請する。(関係部局)

### (4)-2 水際対策

- ・県民に対し、発生地域への旅行延期や退避の可能性の検討を勧告する。(保健福祉部、経済労働部)
- ・事業者に対し、発生国への出張を避けるよう要請するとともに、海外駐在員や海外出張者がいる事業者に対し、情報収集を行いつつ、速やかな帰国を要請する。(経済労働部)
- ・検疫法第18条第5項の規定に基づき、検疫所から新型インフルエンザ等に感染したおそれのある者について通知を受けた場合は、感染症法第15条の3の規定に基づき、健康監視を行う。(保健福祉部)
- ・県内の各学校等に対し、発生国に留学中の在籍者に感染対策を周知徹底するよう要請する。(総務部、教育委員会、関係各部)

#### (4) -3 予防接種

(住民接種)

- ① 国が、住民への接種順位について、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえ、接種順位を決定した場合、ワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、市町は接種を開始するとともに、接種に関する情報提供を開始する。(保健福祉部)
- ② 市町は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、保健所・保健センター・学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保し、原則として、当該市町の区域内に居住する者を対象に集団的接種を行う。(保健福祉部)

#### (4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。
  - ・ 県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、潜伏期間や治癒までの期間を踏まえて期間を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。対象となる区域については、人の移動の実態等を踏まえ、感染拡大防止に効果があると考えられる区域（市町単位、県内のブロック単位）とすることが考えられる。(関係部局)
  - ・ 県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。

県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。(関係部局)
  - ・ 県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場も含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。）に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染予防策の徹底の要請を行う。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行う。

県は、特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

## ② 住民接種

市町は、基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。(保健福祉部、市町)

## (5) 医療

### (5)-1 地域医療体制の整備

- ・「外来協力医療機関（帰国者・接触者外来）」における診療体制を継続する。(保健福祉部、公営企業管理局)
- ・一般医療機関に対し、やむなく受診した者について本人の渡航歴等（国内発生地域への旅行を含む）を確認したうえで新型インフルエンザ等に感染している疑いのある者については、「外来協力医療機関（帰国者・接触者外来）」の受診を勧奨するよう周知する。(保健福祉部)
- ・医療機関の空き病床数の把握及び共有するシステムを確立する。(保健福祉部)
- ・特措法第31条に基づき、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うために必要があると認める時は、医師、看護師その他の政令で定める医療従事者に対して医療を行うよう要請又は指示する。(保健福祉部)

### (5)-2 患者への対応等

- ① 県等は、国と連携し、新型インフルエンザ等と診断された者に対しては原則として、感染症法に基づき、感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。この措置は、病原性が高い場合に実施することとするが、発生当初は病原性に関する情報が限られていることが想定されることから、病原性が低いことが判明しない限り実施する。(保健福祉部)
- ② 県等は、国と連携し、必要と判断した場合に、愛媛県立衛生環境研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査等の確定検査を行う。全ての新型インフルエンザ等患者のPCR検査等による確定診断は、患者数が極めて少ない段階で実施するものであり、患者数が増加した段階では、PCR検査等の確定検査は重症者等に限定して行う。(保健福祉部)
- ③ 県等は、国と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザ等患者の同居者等の濃厚接触者及び医療従事者又は救急隊員等であって十分な防御なく曝露した者には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有

症時の対応を指導する。なお、症状が現れた場合には、感染症指定医療機関等に移送する。(保健福祉部、県民環境部、公営企業管理局)

④ 帰国者・接触者相談センター

- ・ 県の全保健所及び松山市に設置した帰国者・接触者相談センターの体制を継続する。(保健福祉部)
- ・ 引き続き、「帰国者・接触者相談センター」を通じて、「外来協力医療機関(帰国者・接触者外来)」を受診するよう周知する。(保健福祉部)
- ・ 症例定義等に基づき、可能な限り電話により、新型インフルエンザ等に感染している疑いのある者とそれ以外の者のトリアージを行い、新型インフルエンザ等に感染している疑いのある者には「外来協力医療機関(帰国者・接触者外来)」の受診を、それ以外の者には一般医療機関の受診を指示する。(保健福祉部)

- ⑤ 入院措置等に基づく患者移送については、原則として保健所が行うが、必要に応じて、救急搬送を要請する。(県民環境部、保健福祉部)

**(5)-3 医療機関等への情報提供**

- ・ 国からの新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を、医療機関及び医療従事者に迅速に提供する。(保健福祉部)

**(5)-4 抗インフルエンザウイルス薬**

- ・ 医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正使用を指導する(保健福祉部)
- ・ 引き続き、医薬品卸業協会に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通を指導する。(保健福祉部)

**(5)-5 医療機関・薬局における警戒活動**

- ・ 医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。(警察本部)

**(5)-6 緊急事態宣言がされている場合の措置**

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(医療等の確保)

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

## (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

### (6)-1 事業者の対応等

- ・事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策や、事業継続に不可欠な重要業務への重点化に向けた取組を開始するよう要請する。(保健福祉部、経済労働部)

### (6)-2 国民・事業者への呼びかけ

- ・県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう要請する。(県民環境部、農林水産部、経済労働部、関係部局)
- ・混乱に乗じた各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。(警察本部)

### (6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

#### ① 事業者の対応等

指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、その業務を適切に実施するため、必要な措置を開始する。登録事業者は、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務の継続的な実施に向けた取組を行う。その際、国は、当該事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じ、周知を行う。また、その他必要な対応策を速やかに検討する。(関係部局)

#### ①-2 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定(地方)公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町、指定(地方)公共機関は、それぞれその行動計画又は業務計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

### ①-3 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の状況確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講ずる。

電気通信事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染拡大防止策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講ずる。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定（地方）公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において、郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講ずる。（関係部局）

### ② 緊急物資の運送等

- ・ 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請する。（企画振興部、保健福祉部、関係部局）
- ・ 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定（地方）公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請する。（保健福祉部、関係部局）
- ・ 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は、必要に応じ、指定（地方）公共機関に対して輸送又は配送を指示する。（企画振興部、保健福祉部、関係部局）

### ③ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・ 県、市町は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（県民環境部、農林水産部、経済労働部、関係部局）

### ④ 犯罪の予防・取締り

県は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。（警察本部）



<b>県内発生早期（地域発生早期）</b>	
・県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。	
<b>【目的】</b>	・健康被害の最小化 ・医療機能の維持
<b>【主な対策】</b>	・市町、学校、事業者等における感染拡大防止の取組み ・事業継続計画に基づく社会・経済機能の維持 ・社会的弱者、自宅療養患者等への支援強化

<b>(1) 実施体制</b>	
-----------------	--

**(1)-1 危機管理体制**

- ・愛媛県新型インフルエンザ等対策本部会議を開催し、発生状況や国の基本的対処方針等を踏まえ、必要な対策を決定する。（県民環境部、保健福祉部、関係部局）

<p><b>(1)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置</b></p> <p>緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。</p> <p>① 市町対策本部の設置 市町は、緊急事態宣言がなされた場合、速やかに市町対策本部を設置する。</p> <p>② 他の地方公共団体による代行、応援等 地方公共団体が新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行う。</p>
--

## (2) サーベイランス・情報収集

### (2)-1 情報収集

- ・引き続き、国等から国内外における新型インフルエンザ等の発生状況等について、必要な情報を収集する。(保健福祉部、関係部局)

### (2)-2 サーベイランス

- ・積極的疫学調査を強化する。必要に応じて、厚生労働省に疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。(保健福祉部)
- ・国の要請等を踏まえ、引き続きインフルエンザに関する通常サーベイランス、新型インフルエンザ等患者等の全数把握、学校等でのインフルエンザ等の集団発生の把握の強化を実施する。(保健福祉部、教育委員会)

## (3) 情報提供・共有

### (3)-1 情報提供

- ・国等から収集した新型インフルエンザ等に関する情報を、速やかに医療機関、市町等の関係機関に提供する。(保健福祉部)
- ・引き続き、県及び県感染症情報センターのホームページに県外の発生状況等の情報を掲載するとともに、報道機関の協力を得ながら、県民への注意喚起を行う。(企画情報部、保健福祉部)
- ・情報提供のあり方については、帰国者・接触者相談センターに寄せられる相談や医療機関等からの意見等を踏まえ、適宜見直すものとする。(保健福祉部、関係部局)
- ・国内の発生状況を県民及び関係機関に対して迅速に情報提供する。(保健福祉部)

### (3)-2 情報共有

- ・国・市町及び関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。(保健福祉部)

### (3)-3 健康相談窓口等の継続

- ・流行状況を踏まえ、健康相談窓口等の拡充(コールセンターとしての外部委託等)を検討する。(保健福祉部)
- ・健康相談以外の相談・問い合わせに対しては、対策本部又は各関係部局に

においても応じる。(関係各部)

#### (4) 予防・まん延防止

##### (4)-1 県内での感染拡大防止策

- ・ 県民に対し、引き続き、手洗い・うがい、咳エチケット等の基本的な感染予防策の普及と、患者になった場合の対応の理解促進を図る。(保健福祉部)
- ・ 患者への対応(治療・入院勧告等)や患者の濃厚接触者等への対応(外出自粛要請、健康観察の実施、有症時等の対応指導等)に関し、改めて、関係機関との調整・準備を確認する。(保健福祉部)
- ・ 病院、社会福祉施設、学校、事業所等に対して、感染予防策を強化するよう改めて要請する。(保健福祉部、関係部局)
- ・ 学校等における臨時休業を実施する。また、ウイルス等の病原性・感染力等を踏まえ、必要に応じ、学校等における臨時休業の基準の見直しを引き続き検討する。(教育委員会、総務部、保健福祉部)
- ・ 学校等の設置者に対し、入学試験における受験生への適切な配慮を要請することを検討する。(教育委員会、総務部)
- ・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請する。(保健福祉部、関係部局)
- ・ 事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の出勤停止及び受診の勧奨を要請する。(保健福祉部、関係部局)
- ・ 公共交通機関、公共施設、多くの県民が集まる施設等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等適切な感染予防策を講じるよう、改めて要請する。(関係部局)
- ・ 県民に対し、可能な限り外出を控えるよう要請することを検討する。(保健福祉部)

##### (4)-2 水際対策

- ・ 渡航者への情報提供・注意喚起を継続する。(保健福祉部、経済労働部)
- ・ 感染したおそれのある者に対し、国が不急不要の出国を自粛するよう勧告した場合には、国による勧告の実施を周知する。(保健福祉部、経済労働部)
- ・ 入国者対策として国の検疫体制を補完するための対応を継続する。(保健福祉部)

#### (4)-3 予防接種

- ・国は、国内発生早期の対策を継続し、ワクチンを確保し、速やかに供給するとともに、特定接種を進め、市町は予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めるため、県は、必要に応じて協力する。(保健福祉部、関係部局)

#### (4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 新型インフルエンザ等緊急事態においては、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれる等の特別な状況において、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じる。

- ・県は、特措法第45条第1項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除き、みだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請する。

- ・県は、特措法第45条第2項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限（臨時休業や入学試験の延期等）の要請を行う。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

県は、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ・県は、特措法第24条第9項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染対策の徹底の要請を行う。特措法第24条第9項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設（特措法施行令第11条に定める施設に限る。）に対し、特措法第45条第2項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行う。特措法第45条第2項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第45条第3項に基づき、指示を行う。

県は、特措法第45条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表する。

- ② 国は、国内発生早期の対策を継続し、ワクチンを確保し、速やかに供給するとともに、特措法第46条に基づく住民接種を進める。(関係部局)

## (5) 医療

### (5)-1 地域医療体制の整備

- ・引き続き、「外来協力医療機関（帰国者・接触者外来）」における診療体制や県の全保健所及び松山市に設置した帰国者・接触者相談センターを継続する。ただし、必要が生じた際には、「外来協力医療機関（帰国者・接触者外来）」を指定しての診療体制から一般の医療機関でも診療する体制に移行する。（保健福祉部）
- ・医療機関の空き病床数の把握及び共有するシステムを継続して活用する。（保健福祉部）
- ・結核病床の利用に伴い、入院中の結核患者の転院が必要となった場合は、転院先の結核病床の確保、保健所においては転院先との具体的な調整及び結核患者の搬送等の必要な支援を行う。（保健福祉部）

### (5)-2 患者への対応等

- ・患者に対しては、感染症法第19条に基づく入院勧告等の措置を行うとともに、同法第15条に規定する積極的疫学調査による患者の早期発見、感染拡大防止に引き続き努める。（保健福祉部）
- ・新型インフルエンザ等患者の同居者、濃厚接触者、同じ職場等にいる者、医療従事者又は救急隊員等搬送従事者等が十分に防御なく暴露した際には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与及び有症時の対応を引き続き指導する。なお、症状が現れた場合には、帰国者・接触者相談センターに連絡する。（保健福祉部）
- ・愛媛県立衛生環境研究所において、新型インフルエンザ等のPCR検査を継続する。なお、患者数が増加した段階では、PCR検査は重症者等に限定して行うものとする。（保健福祉部）
- ・入院措置等に基づく患者移送については、原則として保健所が行うが、必要に応じて引き続き、救急搬送を要請する。（県民環境部、保健福祉部）

### (5)-3 医療機関等への情報提供

- ・国から、引き続き、医療機関及び医療従事者に対する、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等提供があった場合、県等は協力する。（保健福祉部）

#### (5)-4 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用

- ・県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量を把握する。また、医薬品卸業協会に対し抗インフルエンザウイルス薬の安定流通を確保するよう改めて要請する。供給量が不足する場合等、国備蓄分を配分する等の調整を行うよう国に要請する。(保健福祉部)

#### (5)-5 医療機関・薬局における警戒活動

- ・引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。(警察本部)

#### (5)-6 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(医療等の確保)

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定(地方)公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

### (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

#### (6)-1 事業者の対応等

- ・事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策や、事業継続に不可欠な重要業務への重点化に向けた取組を開始するよう要請する。(保健福祉部、経済労働部)

#### (6)-2 国民・事業者への呼びかけ

- ・県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ・事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう調査・監視するとともに、必要に応じて、関係団体等への指導、県民の相談窓口の設置等を検討する。  
(県民環境部、農林水産部、経済労働部、関係部局)
- ・混乱に乗じた各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。(警察本部)

### (6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

#### ① 業務の継続等

- ・指定（地方）公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行う。その際、県は、国が必要に応じ、当該事業継続のための法令の弾力運用について行う周知に協力する。（関係部局）
- ・県は、国が行う各事業者における事業継続の状況や新型インフルエンザ等による従業員のり患状況等の確認に対し、必要に応じ、協力する。（関係部局）

#### ② 電気及びガス並びに水の安定供給

県外発生期（地域未発生期）の記載を参照

#### ③ 運送・通信・郵便の確保

県外発生期（地域未発生期）の記載を参照

#### ④ サービス水準に係る県民への呼びかけ

国は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、国民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかける。必要に応じ、県は協力する。（関係部局）

#### ⑤ 緊急物資の運送等

県外発生期（地域未発生期）の記載を参照

#### ⑥ 物資の売渡しの要請等

- ・県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たって、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用する。（関係部局）
- ・県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる。（関係部局）

#### ⑦ 生活関連物資等の価格の安定等

- ・県、市町は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（県民環境部、農林水産部、経済労働部、関係部局）
- ・県、市町は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（県民環境部、農林水産部、経済労働部、関係部局）

- ・ 県、市町は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生ずるおそれがあるときは、それぞれその行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。(県民環境部、農林水産部、経済労働部、関係部局)
- ⑧ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援  
 県は、市町に対し、在宅の高齢者、障害者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行うよう要請する。(保健福祉部)
- ⑨ 犯罪の予防・取締り  
 県外発生期（地域未発生期）の記載を参照。
- ⑩ 埋葬・火葬の特例等
  - ・ 県は、国の要請に応じて、市町に対し、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請する。(保健福祉部)  
 また、県は、市町に対し、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、市町に対し、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保するよう要請する。(保健福祉部)
  - ・ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、市町の区域内で火葬を行うことが困難と判断されるときは、他の市町等に対し広域火葬の協力を要請し、広域的な火葬体制を確保するとともに、遺体の搬送の手配等を実施する。(保健福祉部)



<b>県内感染期（地域感染期）</b>	
・県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）。	
<b>【目的】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康被害を最小限にとどめる</li> <li>・医療機能を維持する</li> <li>・社会・経済活動への影響を最小限にとどめる</li> </ul>
<b>【主な対策】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町、学校、事業者等における感染拡大防止の取組み</li> <li>・事業継続計画に基づく社会・経済機能の維持</li> <li>・社会的弱者、自宅療養患者等への支援強化</li> <li>・パンデミックワクチンの供給が可能となり次第、接種を開始</li> <li>・全医療機関で外来診療開始「外来協力医療機関（帰国者・接触者外来）」での診療中止</li> <li>・感染症法第 19 条の適用中止</li> <li>・患者等の感染症指定医療機関等への入院の中止</li> <li>・原則全ての入院医療機関における入院治療（重症者のみ入院、軽症者は自宅療養）</li> <li>・原則として抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の対象者を縮小</li> </ul>

<b>(1) 実施体制</b>	
-----------------	--

**(1)-1 危機管理体制**

- ・流行状況等に応じ、時期を逸することなく愛媛県新型インフルエンザ等対策本部を開催し、対策の変更や追加を決定する。（県民環境部、保健福祉部、関係部局）
- ・必要に応じて、愛媛県感染症対策推進協議会を開催し、新型インフルエンザ等の対策における技術的課題を審議する。（保健福祉部）

**(1)-2 緊急事態宣言がされている場合の措置**

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

- ① 市町対策本部の設置  
県内発生早期（地域発生早期）の記載を参照
- ② 他の地方公共団体による代行、応援等  
県内発生早期（地域発生早期）の記載を参照

## (2) サーベイランス・情報収集

### (2)-1 情報収集

- ・ 県内の発生状況をリアルタイムで把握し、必要な対策を関係各部・関係機関に要請する。(保健福祉部、関係各部)

### (2)-2 サーベイランス

- ・ 患者数が増加した段階では新型インフルエンザ等患者等の全数把握は中止し、平常時のサーベイランスにもどす。また、学校等における集団発生の把握の強化については、流行状況を踏まえ、通常のサーベイランスに戻す。(保健福祉部、教育委員会)
- ・ 必要に応じて、厚生労働省に疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。(保健福祉部)

## (3) 情報提供・共有

### (3)-1 情報提供

- ・ 国等から収集した新型インフルエンザ等に関する情報を、速やかに医療機関、市町等の関係機関に提供する。(保健福祉部)
- ・ 医療機関から報告された患者発生情報を、適宜、県ホームページに掲載するとともに、市町及び県医師会等の関係機関に提供する。(保健福祉部)
- ・ 情報提供のあり方等については、相談窓口寄せられる相談や医療機関等からの意見等を踏まえ、適宜見直すものとする。(企画情報部、保健福祉部)
- ・ 国内・県内の発生を監視し、必要に応じて国、医師会、医療機関、県民等に速やかに情報提供するとともに、感染予防策（手洗いうがい、咳エチケット等の励行）を実施するよう改めて要請する。(保健福祉部、関係各部)
- ・ 引き続き、県及び県感染症情報センターのホームページに県外の発生状況等の情報を掲載するとともに、今後の具体的な対策等についてその決定プロセス、対策の理由、対策の実施主体等を分かりやすく、報道機関の協力を得ながら、県民への情報提供及び注意喚起を行う。(企画情報部、保健福祉部)

### (3)-2 情報共有

- ・ 地方公共団体や関係機関等とのインターネット等を活用したリアルタイムかつ双方向の情報共有を継続し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場の状況把握を行う。(保健福祉部)

### (3)-3 健康相談窓口等の継続

- ・ 県の全保健所及び市町に設置した健康相談窓口は、健康相談を中心とする住民からの相談・問い合わせに、引き続き対応する。(総務部、保健福祉部)
- ・ 健康相談以外の相談・問い合わせに対しては、対策本部又は各関係部局においても応じる。(関係各部)

(4) 予防・まん延防止	
--------------	--

#### (4)-1 県内での感染拡大防止策

- ・ 県民に対し、引き続き、手洗い・うがい、咳エチケット等の基本的な感染予防策の普及と、患者になった場合の対応の理解促進を図る。(保健福祉部)
- ・ 患者の濃厚接触者を特定しての措置(外出自粛要請、健康監視等)を中止する。(保健福祉部)
- ・ 病院、社会福祉施設、学校、事業所等に対して、感染予防策を強化するよう改めて要請する。(保健福祉部、関係部局)
- ・ 学校等における臨時休業を継続する。なお、ウイルスの病原性・感染力等を踏まえ、学校等における臨時休業の基準の見直しを検討する。(教育委員会、総務部、保健福祉部)
- ・ 学校等の設置者に対し、入学試験における受験生への適切な配慮を要請することを引き続き検討する。(教育委員会、総務部)
- ・ 事業所に対し、新型インフルエンザ等様症状の認められた従業員の出勤停止及び受診の勧奨を改めて要請する。(保健福祉部、関係部局)
- ・ 公共交通機関、公共施設、多くの方が集まる施設等に対し、利用者へのマスク着用を呼びかける等適切な感染予防策を講じるよう改めて要請する。(関係部局)
- ・ 県民に対し、可能な限り外出を控えるよう要請する。(保健福祉部)
- ・ 流行の状況に応じて、感染拡大防止策の緩和を検討する。(保健福祉部、関係部局)

#### (4)-2 水際対策

県内発生早期(地域発生早期)の記載を参照

#### (4)-3 予防接種

県内発生早期(地域発生早期)の記載を参照

#### **(4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置**

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

県内発生早期（地域発生早期）の記載を参照

### **(5) 医療**

#### **(5)-1 医療体制及び患者への対応等**

- ・「外来協力医療機関（帰国者・接触者外来）」での診療、県の全保健所や松山市に設置した帰国者・接触者相談センター及び感染症法第19条に基づく入院措置等を中止し、病原性・感染力等の判明状況により、新型インフルエンザ等の患者の診療を行わないこととしている医療機関を除き、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行う。（保健福祉部）
- ・新型インフルエンザ等の診療を原則として行わず、特殊医療・高度専門医療に専念する（新型インフルエンザ等の患者ではあるが、それ以外の疾患で緊急かつ特殊・高度な手術等が必要な場合は、対応する）医療機関を指定する。（保健福祉部）
- ・入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。（保健福祉部、公営企業管理局）
- ・病床の不足が予測される場合には、医療機関において空床になっている病床の利用を検討する。（保健福祉部）
- ・医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるように努める。（保健福祉部、公営企業管理局）
- ・在宅で療養する患者に対し、医師が電話による診察により新型インフルエンザ等の感染の有無について診断ができた場合、医師がファクシミリ等により抗インフルエンザウイルス薬等の処方せんを発行することができるよう国において検討された場合は周知する。（保健福祉部）
- ・医療機関の空き病床数の把握及び共有するシステムを活用する。（保健福祉部）

#### **(5)-2 医療機関等への情報提供**

- ・国から、引き続き、医療機関及び医療従事者に対する、新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等提供があった場合、県等は協力する。  
(保健福祉部)

#### **(5)-3 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用**

- ・県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量を把握する。また、医薬品卸業協会に対し抗インフルエンザウイルス薬の安定流通を確保するよう改めて要請する。供給量が不足する場合等、国備蓄分を配分する等の調整を行うよう国に要請する。(保健福祉部)

#### **(5)-4 在宅で療養する患者への支援**

- ・市町に対し、関係団体の協力を得ながら、自宅で療養する患者への支援(見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行うよう要請する。(総務部、県民環境部、保健福祉部)

#### **(5)-5 医療機関・薬局における警戒活動**

- ・引き続き、医療機関・薬局及びその周辺において、混乱による不測の事態の防止を図るため、必要に応じた警戒活動等を行う。(警察本部)

#### **(5)-6 緊急事態宣言がされている場合の措置**

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

##### **① 医療等の確保**

医療機関並びに医薬品若しくは医療機器の製造販売業者、販売業者等である指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講ずる。

- ##### **② 県等は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合、患者治療のための医療機関における定員超過入院等のほか、医療体制の確保、感染拡大の防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため、臨時の医療施設を設置し、医療を提供する。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを越えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖する。(保健福祉部)**

## (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

### (6)-1 事業者の対応等

- ・事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染予防策や、事業継続に不可欠な重要業務への重点化に向けた取組を継続するよう要請する。(保健福祉部、経済労働部)

### (6)-2 国民・事業者への呼びかけ

- ・県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ・事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう調査・監視するとともに、必要に応じて、関係団体等への指導、県民の相談窓口の設置等を検討する。(県民環境部、農林水産部、経済労働部、関係部局)
- ・混乱に乗じた各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進するとともに、悪質な事犯に対する取締りを徹底する。(警察本部)

### (6)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

#### ① 業務の継続等

県内発生早期（地域発生早期）の記載を参照

#### ② 電気及びガス並びに水の安定供給

県外発生期（地域未発生期）の記載を参照

#### ③ 運送・通信・郵便の確保

県外発生期（地域未発生期）の記載を参照

#### ④ サービス水準に係る県民への呼びかけ

県内発生早期（地域発生早期）の記載を参照

#### ⑤ 緊急物資の運送等

県外発生期（地域未発生期）の記載を参照

#### ⑥ 物資の売渡しの要請等

県内発生早期（地域発生早期）の記載を参照

#### ⑦ 生活関連物資等の価格の安定等

県内発生早期（地域発生早期）の記載を参照

#### ⑧ 新型インフルエンザ等発生時の要援護者への生活支援

県内発生早期（地域発生早期）の記載を参照

#### ⑨ 犯罪の予防・取締り

県外発生期（地域未発生期）の記載を参照。

#### ⑩ 埋葬・火葬の特例等

県内発生早期（地域発生早期）の記載を参照

<b>小康期</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。</li> <li>・ 大流行はいったん終息している状況。</li> </ul>	
<b>【目的】</b>	流行の第二波に備えた社会・経済機能の回復
<b>【時期】</b>	国の新型インフルエンザ等対策本部が、諮問委員会の意見を踏まえ、小康期に入ったことを宣言したとき。
<b>【主な対策】</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国内感染期までの対策の評価、次の流行の波に備えた対策の検討・実施</li> <li>・ 不足している資器材、医薬品等の調達及び再配備</li> </ul>

<b>(1) 実施体制</b>	
-----------------	--

**(1)-1 危機管理体制**

- ・ 政府対策本部が廃止された時は、愛媛県新型インフルエンザ等対策本部、地方局愛媛県現地新型インフルエンザ等対策本部、保健所の現地対策本部の段階的な縮小を行う。(県民環境部、保健福祉部、関係部局)

**(1)-2 市町対策本部の廃止**

- ・ 市町は、緊急事態解除宣言がされた時は、速やかに市町対策本部を廃止する。(保健福祉部)

**(1)-3 行動計画等**

- ・ これまでの各段階における対策に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画及び県版ガイドライン等の見直しを行う。(保健福祉部)

<b>(2) サーベイランス・情報収集</b>	
-------------------------	--

**(2)-1 情報収集**

- ・ 引き続き、国等から国内外における新型インフルエンザ等の発生状況等について、必要な情報を収集する。(保健福祉部、関係部局)

**(2)-2 サーベイランス**

- ・ これまで実施してきたサーベイランスの評価を行う。(保健福祉部)
- ・ インフルエンザに関する通常サーベイランスを継続する。(保健福祉部)
- ・ 再流行を早期に探知するため、必要に応じて学校等での新型インフルエ

ンザ等の集団発生の把握を強化する。(保健福祉部、教育委員会、関係部局)

### (3) 情報提供・共有

#### (3)-1 情報提供

- ・流行の第二波に備え、県民への情報提供と注意喚起を継続する。(保健福祉部)
- ・流行の第二波に備え、情報提供体制の評価、見直しを行う。(保健福祉部)

#### (3)-2 相談窓口、コールセンター等の縮小

- ・県及び市町の相談窓口並びにコールセンターは、状況を見ながら、縮小する。(保健福祉部)

### (4) 予防・まん延防止

#### (4)-1 県内での感染拡大予防策

- ・県内の流行状況を踏まえつつ、発生後新たに開始した感染対策を中止する。(保健福祉部、関係部局)
- ・流行状況を踏まえつつ、学校等の臨時休業や集会の自粛等の解除の目安を検討する。(保健福祉部、教育委員会)

#### (4)-2 水際対策

- ・国の方針を踏まえ、渡航者等(国内発生地域への旅行を含む)への情報提供・注意喚起の内容を順次見直す。(関係部局)

#### (4)-3 予防接種

- ・市町は、流行の第二波に備え、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進める。(保健福祉部)

#### (4)-4 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行う。

(予防接種)

県は、市町に対し、国及び県と連携し、流行の第二波に備え、特措法第46条に基づく住民接種を進めるよう要請する。



## (5) 医療

### (5)-1 医療体制

- ・ 新型インフルエンザ等発生前の通常の医療体制に戻す。(保健福祉部、公営企業管理局)
- ・ 不足している医療資器材(個人防護具、人工呼吸器、簡易陰圧装置等)や医薬品の確保を行う。(保健福祉部、公営企業管理局)
- ・ 流行の第二波に備え、流行時の医療体制の見直しを行う。(保健福祉部、公営企業管理局)

### (5)-2 抗インフルエンザウイルス薬

- ・ 国が定めた、適正な抗インフルエンザウイルス薬の使用を含めた治療指針を医療機関に周知する。(保健福祉部)
- ・ 流行の第二波に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。(保健福祉部)

### (5)-3 緊急事態宣言がされている場合の措置

必要に応じ、国内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。

## (6) 県民生活及び県民経済の安定の確保

### (6)-1 業務の再開

- ・ 流行の第二波に備え、指定(地方)公共機関等の事業継続を支援する。(経済労働部)
- ・ 各地域の感染動向を踏まえつつ、一般事業者の業務再開時期を周知する。(経済労働部)

### (6)-2 国民・事業者への呼びかけ

- ・ 県民に対し、食料品、生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかける。
- ・ 事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう調査・監視するとともに、必要に応じて、関係団体等への指導、県民の相談窓口の設置等の継続を検討する。(県民環境部、農林水産部、経済労働部、関係部局)

## 【用語解説】

(五十音順)

### 《あ行》

#### ○インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。（いわゆるA/H1N1、A/H3N2というのは、これらの亜型を指している。）

### 《か行》

#### ○感染症指定医療機関

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）に規定する特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のこと。

- \* 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症、二類感染症若しくは新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- \* 第一種感染症指定医療機関：一類感染症、二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- \* 第二種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- \* 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院若しくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

#### ○感染症病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症などの患者を入院させるための病床である。

## ○帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。

都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合等には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

## ○帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

## ○抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

## ○个人防护具（Personal Protective Equipment : PPE）

エアロゾル、飛沫などの曝露のリスクを最小限にするためのバリアとして装着するマスク、ゴーグル、ガウン、手袋等をいう。病原体の感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じた適切なものを選択する必要がある。

## 《さ行》

### ○サーベイランス

見張り、監視制度という意味。

疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

### ○指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当させる病院又は診療所として、都道府県知事が指定したもの。

## ○死亡率 (Mortality Rate)

ここでは、人口10万人当たりの、流行期間中に新型インフルエンザ等により患して死亡した者の数。

## ○人工呼吸器

呼吸状態の悪化等が認められる場合に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

## ○新型インフルエンザ

感染症法第6条第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがある。

## ○新型インフルエンザ (A/H1N1) / インフルエンザ (H1N1) 2009

2009年（平成21年）4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年（平成23年）3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ (H1N1) 2009」としている。

## ○新感染症

新感染症とは、感染症法第6条第9項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

## ○積極的疫学調査

患者、その家族及びその患者や家族を診察した医療関係者等に対し、質問又は必要な調査を実施し、情報を収集し分析を行うことにより、感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにすること。感染症法第15条に基づく調査をいう。

## 《た行》

### ○致命率 (Case Fatality Rate)

流行期間中に新型インフルエンザに罹患した者のうち、死亡した者の割合。

### ○トリアージ

災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

### ○鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。

また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

## 《な行》

### ○濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

## 《は行》

### ○発病率 (Attack Rate)

新型インフルエンザの場合は、全ての人々が新型インフルエンザのウイルスに曝露するリスクを有するため、ここでは、人口のうち、流行期間中に新型インフルエン

ザにり患した者の割合。

### ○パンデミック

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

### ○パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

### ○病原性

新型インフルエンザ対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお学術的には、病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現。

### ○プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、我が国ではH5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

### ○PCR (Polymerase Chain Reaction: ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅させる方法。ごく微量のDNA であっても検出が可能のため、病原体の検査に汎用されている。インフルエンザウイルス遺伝子検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素 (Reverse Transcriptase) を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。